

ゆがわら 男女共同参画プラン

男女共同参画社会をめざして



平成27年3月改訂

湯河原町

はじめに

湯河原町では、男女共同参画社会の実現をめざして平成11年3月に「ゆがわら男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、平成20年に実施した町民意識調査の結果などを踏まえ、平成22年にプランの改訂を行い、あらゆる場面で男女が真のパートナーとしてお互いを尊重し協力し合えるまちづくりを目指して、関係各位や住民の皆様とともに、各種の施策に取り組んでまいりました。

また、このプランの計画期間が平成27年3月をもって終了することに伴い、平成26年末に「男女共同参画アンケート調査」を実施し、新たな改訂プランの作成作業を進めてきたところです。

改訂に当たっては、従前の計画を継承しつつ、近年の社会情勢や制度改正を踏まえ、計画体系の一部を見直すとともに、湯河原の地域特性をとらえた「湯河原らしい」内容の充実を図り、男女共同参画についての現状の把握と、今後の具体的な目標を示しました。

男女共同参画社会の実現には、町民の皆様や事業所、行政などがそれぞれの果たすべき役割を理解し、連携して取り組むことが重要ですので、各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、プラン改訂にあたり、貴重なご提言やご意見をいただきましたゆがわら男女共同参画懇話会の委員の皆様をはじめ、意識調査や意見募集など、さまざまな形でご参加いただきました町民の皆様、関係各位に心よりお礼申し上げます。

平成27年3月

湯河原町長 富田幸宏



目次

第1章 プラン改訂に至る背景

1 世界と日本の動き	2
2 神奈川県動き	2
3 湯河原町の取組	3

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨（理念）	5
2 計画の性格	5
3 計画の期間	6
4 計画の推進体制	6

第3章 プランの体系

8

第4章 基本的課題と施策の基本的方向

○基本的課題Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画	12
施策の基本的方向1 政策・方針決定における女性の参画推進 ..	13
①審議会・委員会などへの女性登用の推進	15
②町職員・教職員における管理職への女性登用の推進 ..	15
③組合・協会・事業所などにおける理事や管理職への 女性登用の推進	16
施策の基本的方向2 あらゆる分野での女性活躍の推進	17
①様々な分野における女性活躍の支援	18
施策の基本的方向3 女性の社会参画に関する調査および分析 ..	20
①政策・方針決定過程への参画状況の定期的な調査・分析	20

○基本的課題Ⅱ	就業の場における男女共同参画の促進	21
施策の基本的方向1	男女平等な雇用環境の整備	22
①	労働相談の充実	25
②	女性の能力発揮のための積極的取組の推進	25
③	セクシュアル・ハラスメント対策の推進	26
④	農林水産業および商工自営業に携わる女性への支援	26
施策の基本的方向2	女性の多様な働き方への支援	28
①	女性の就業機会の拡大・推進	31
②	多様な働き方に対応した人材育成などの支援	31
③	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和） の推進	31
○基本的課題Ⅲ	教育・学習・啓発活動の推進	33
施策の基本的方向1	男女平等教育の推進	34
①	発達段階に応じた男女平等教育の推進	36
②	教職員などへの男女平等教育研修の充実	37
③	家庭・地域における男女共同参画への啓発学習	38
施策の基本的方向2	男女共同参画に関する情報の収集・提供	39
①	メディア等からの情報収集および提供	39
②	町広報およびホームページなどからの情報提供	40
○基本的課題Ⅳ	身体と性に関する女性の人権の確立	41
施策の基本的方向1	生涯にわたる女性の健康保持対策の推進	42
①	食育等の推進	45
②	母子保健事業の充実	45
③	性と生殖にかかわる女性の意思の尊重と知識の向上	46
施策の基本的方向2	異性等からの暴力に対する総合対策の推進	48
①	配偶者などによる暴力被害者からの相談・一時保護 体制の充実強化	50
②	児童に対する虐待防止対策の推進	51
③	配偶者等からの暴力の予防と根絶に関する啓発の促進	52

○基本的課題Ⅴ 男女共同参画社会のまちづくり 53

施策の基本的方向1 育児・介護の支援 54

①延長保育・学童保育などの充実 57

②ひとり親家庭への支援の充実 58

③介護負担の軽減のための福祉サービスの充実 58

施策の基本的方向2 高齢者・障がい者に対する支援 59

①高齢者の社会参画に対する支援 59

②障がい者に対する自立支援 60

施策の基本的方向3 男性が参画するまちづくりの推進 61

①男性の家庭・地域活動などへの参画の推進 64

施策の基本的方向4 意識啓発の推進 65

①男女共同参画に関する意識啓発の推進 68

○基本的課題Ⅵ 推進体制・進行管理の充実 69

施策の基本的方向1 推進体制の充実 70

①町民との協働による計画の策定 70

②行政職員（町職員）の研修機会などの充実 71

施策の基本的方向2 推進状況の把握 72

①計画の年次報告書作成・フォローアップなど
の実施および情報提供 72

施策の基本的方向3 国際的な視点に立った取組の推進 73

①国際交流事業の推進 73

付属資料

1 ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関する要綱 75

2 ゆがわら男女共同参画懇話会委員名簿 77

3 ゆがわら男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱 79

4 ゆがわら男女共同参画推進本部委員構成 80

5 湯河原町行政組織図 81

6 男女共同参画社会基本法 83

7 神奈川県男女共同参画推進条例 90

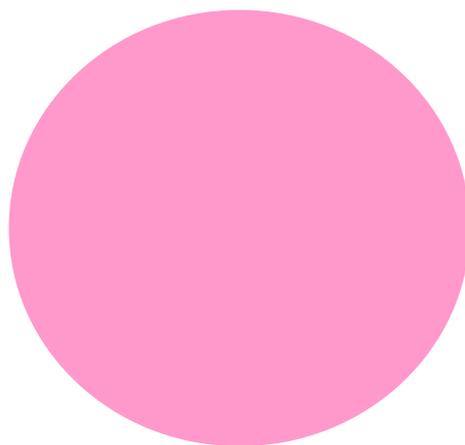
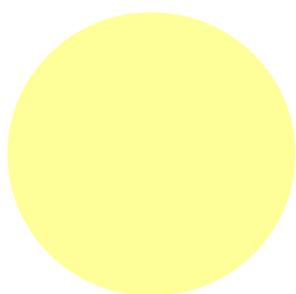
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄） 94

9 施策実績（平成25年度） 103

10 湯河原町の統計データ 108

第1章

プラン改訂に至る背景



第1章 プラン改訂に至る背景

1 世界と日本の動き

世界では、国際連合による1975年（昭和50年）の国際婦人年世界会議において、「平等・開発・平和」の3つを目標とした「世界行動計画」の採択以後、1979年（昭和54年）の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択をはじめとして、「世界人権会議」や「世界女性会議」などにおいて、性別による固定的な役割分担解消と、女性の地位向上や男女平等の実現に向けた提案等が進められています。

日本では、1996年（平成8年）に国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定し、また1999年（平成11年）施行の「男女共同参画社会基本法」において、5つの基本理念と国、地方公共団体及び国民の責務などが明記されました。

この基本法に基づき、翌2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、取り組むべき施策の方向性と具体的施策が示されました。

その後、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の制定や改正等を踏まえ、2010年（平成22年）に策定された「第3次男女共同参画基本計画」では、特に女性の活躍、男性・子どもにとっての男女共同参画の取組や、女性に対するあらゆる暴力の根絶などが改めて強調されています。

2 神奈川県動き

神奈川県では、男女共同参画社会をめざし1982年（昭和57年）を「かながわ女性元年」と定めて「かながわ女性プラン」を策定し、また現在の「かながわ女性センター」（平成27年4月からは「かながわ男女共同参画センター」）をオープンしました。

その後、数度の改定を経て2003年（平成15年）に、男女共同参画社会法に基づく「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を進めてきました。

そして2013年（平成25年）3月には、神奈川県総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する個別計画として、女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を發揮できる社会の実現を基本目標とする、「第3次かながわ男女共同参画推進プラン」への改定を行いました。

3 湯河原町の取組

本町では、男女共同参画社会の充実と女性を取り巻く諸問題の解決に向け、基本的な考え方と施策の方向の検討を行うための「湯河原町女性行政懇話会」を1997年（平成9年）に設置すると同時に、庁内職員による「湯河原町女性行政推進本部」を設置し、男女格差のない社会をめざした施策の実施に取り組んできました。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現をめざして「ゆがわら男女共同参画プラン」を策定するとともに、「湯河原町女性行政懇話会」を「ゆがわら男女共同参画懇話会」と改め、同時に「湯河原町女性行政推進本部」も「ゆがわら男女共同参画推進本部」に改めました。

2008年（平成20年）には、同プランの策定から10年が経過したことから、プラン改訂の基礎資料として町民および町内の事業所を対象に「湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査」を実施し、その調査結果の分析を行い、2010年（平成22年）3月に同プランを改訂しました。

この改訂プランの計画期間が2014年度（平成26年度）をもって終了となることに伴い、その後の社会情勢の変化や関係法令等の整備等を踏まえ、また町内の個人及び事業所を対象に実施した意識調査^{*}の結果と、女性の就業率が高く女性の活躍が不可欠な本町の特性を反映したプランへの改訂を行うものです。

※「湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査」

（平成26年11月～12月実施）

区分	対象	方法	回答率
町民アンケート	湯河原町在住の満18歳以上の男女1,200名（無作為抽出）	郵送	32.8%
事業所アンケート	湯河原町に本店または支店をおく事業所50件（無作為抽出）	郵送	48%

第2章

計画の基本的な考え方



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨（理念）

日本国憲法は、個人の尊重（第13条）と法の下での平等（第14条）をうたうとともに、家族に関する事項については、「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」（第24条第2項）としています。

また、男女共同参画社会基本法は、基本理念として、「男女の人権の尊重（第3条）」、「社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）」、「政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）」、「家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）」、「国際的協調（第7条）」を掲げています。

この計画で定めるさまざまな施策を推進していく上で、これらの基本理念に基づき、男女の実質的平等をめざすために、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会などのあらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。
- (2) 本計画は、1999年（平成11年）に策定し、2010年（平成22年）に改訂した「ゆがわら男女共同参画プラン」を継承するものです。
- (3) 本計画は、湯河原町総合計画に基づき、他の分野別計画と整合性を図りながら推進します。
- (4) 本計画は、湯河原町における男女共同参画社会の実現を目指して、町民、事業所、行政（町）が取り組むための指針となります。
- (5) 本計画における基本的課題Ⅱの基本的方向1の③及び基本的課題Ⅳの基本的方向2に掲げる施策については、DV防止法第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」にあたります。

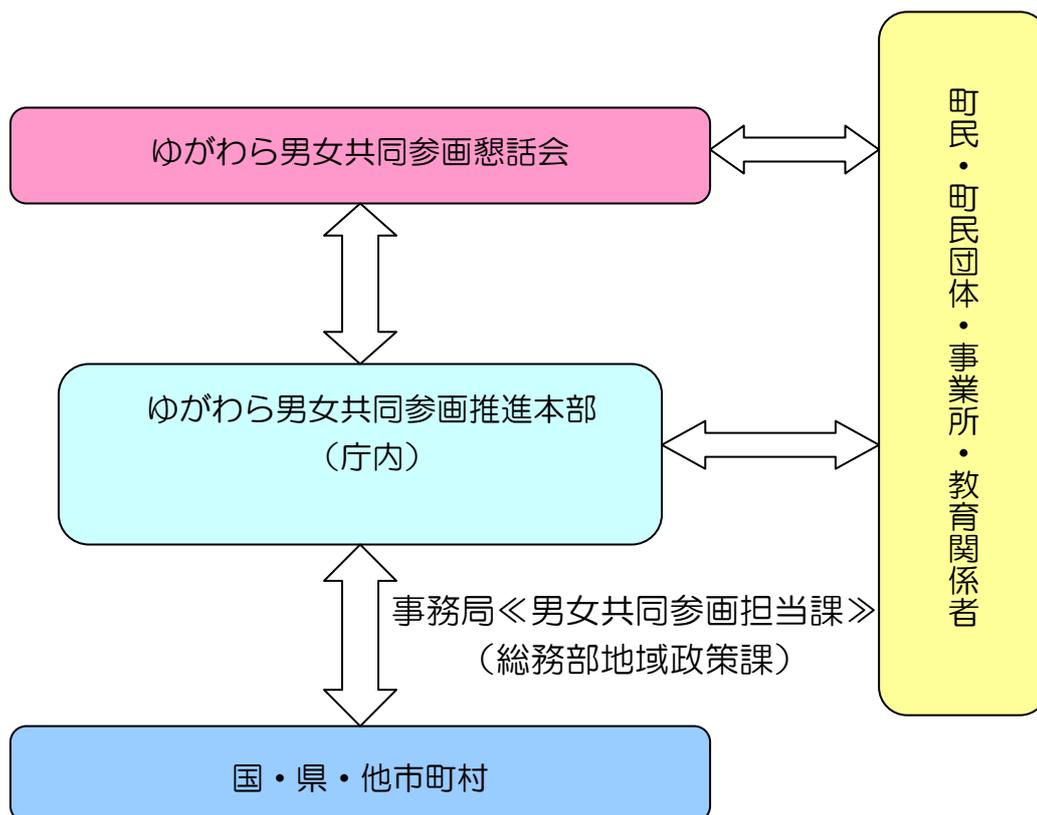
3 計画の期間

本計画の期間は、2015年度（平成 27 年度）から、2020 年度（平成 31 年度）までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度等の改正等の必要に応じ見直しを行うもの
とします。

4 計画の推進体制

この計画を推進するためには、行政における推進体制の整備の充実を図り、町民、町民団体、事業所および教育関係者の理解や協力を得ながら、総合施策として、行政と一体となって基本計画を推進する必要があります。



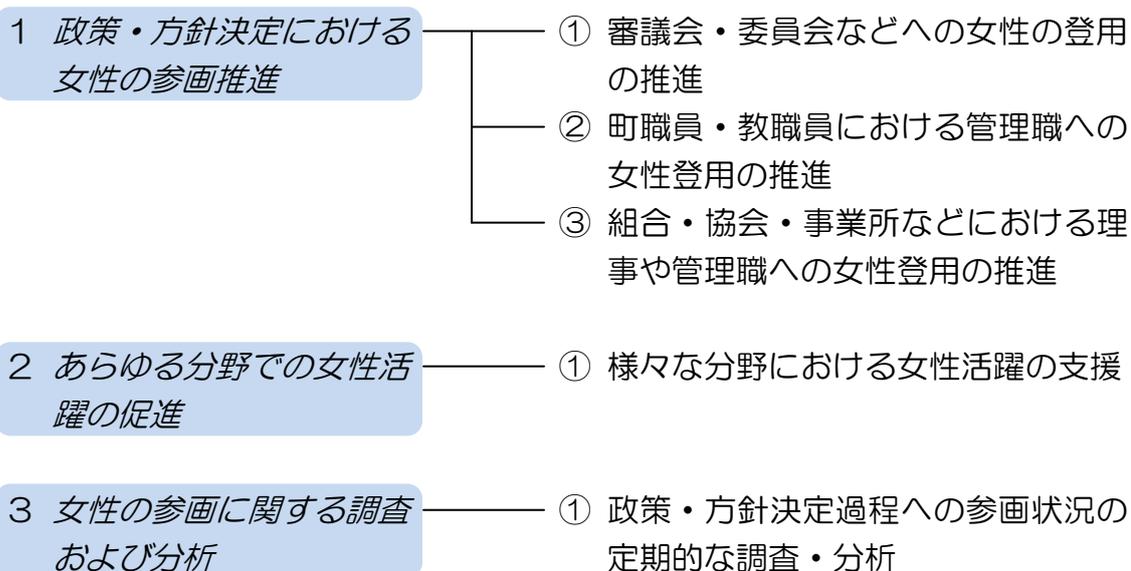
第3章

プランの体系

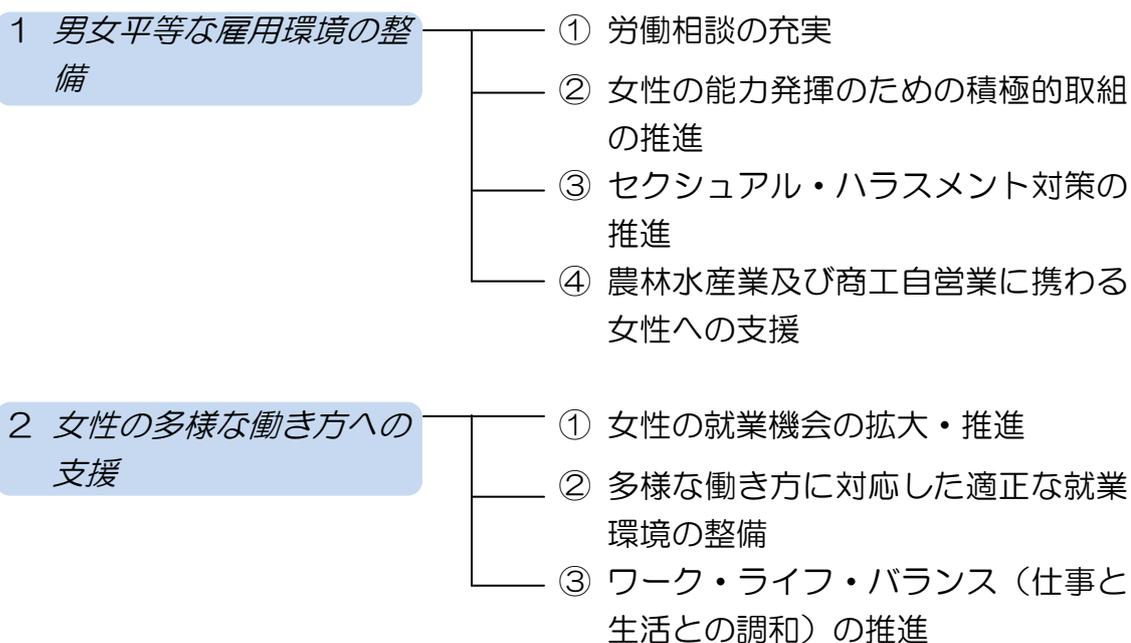


第3章 プランの体系

基本的課題Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画



基本的課題Ⅱ 就業の場における男女共同参画の促進



◆基本的課題Ⅲ 教育・学習・啓発活動の推進

1 男女平等教育の推進

- ① 発達段階に応じた男女平等教育の推進
- ② 教職員等への男女平等教育研修の充実
- ③ 家庭・地域における男女共同参画への啓発学習

2 男女共同参画に関する情報の収集・提供

- ① メディア等からの情報収集および提供
- ② 町広報およびホームページなどからの情報提供

◆基本的課題Ⅳ 身体と性に関する女性の人権の確立

1 生涯にわたる女性の健康保持対策の推進

- ① 食育等の推進
- ② 母子保健事業の充実
- ③ 性と生殖にかかわる女性の意思の尊重と知識の向上

2 異性等からの暴力に対する総合対策の推進

- ① 配偶者等からの暴力被害者からの相談・一時保護体制の充実強化
- ② 児童に対する虐待防止対策の推進
- ③ 配偶者等からの暴力の予防と根絶に関する啓発の促進

◆基本的課題Ⅴ 男女共同参画社会のまちづくり

1 育児・介護の支援

- ① 延長保育・学童保育などの充実
- ② ひとり親家庭への支援の充実
- ③ 介護負担の軽減のための福祉サービスの充実

2 高齢者・障がい者に対する支援

- ① 高齢者の社会参画に対する支援
- ② 障がい者に対する自立支援

3 男女が参画するまちづくりの促進

- ① 男性の家庭・地域活動などへの参画の推進

4 意識啓発の推進

- ① 男女共同参画に関する意識啓発の推進

◆基本的課題Ⅵ 推進体制・進行管理の充実

1 推進体制の充実

- ① 町民との協働による計画の策定
- ② 行政職員の研修機会等の充実

2 推進状況の把握

- ① 計画の進行管理

3 国際的な視点に立った取組の推進

- ① 国際交流事業の推進

第4章

基本的課題と施策の 基本的方向



基本的課題Ⅰ

あらゆる分野における男女共同参画

さまざまな政策や方針の対象や影響を受ける者の約半分は女性であり、男女が互いを尊重し責任を分かち合う男女共同参画の地域社会づくりにおいて、政策・方針決定過程での女性参画の推進は重要です。

また、一人ひとりが平等に参加できる豊かな地域づくりのためには、男女が互いの立場から多様な考え方を出し合い、理解しあうことが大切です。

神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」では、県及び市町村の審議会等における女性登用の推進について、女性委員の登用割合の目標値を29%から38%に引き上げるなど、女性の政策・方針決定過程への参画促進に向けた取り組みを進めることとしています。

本町においても、審議会等をはじめ、行政や民間での管理職等への女性登用率を高め、女性の視点や発想を取り入れた政策・方針決定への男女共同参画を推進します。



現状と課題

政治や企業、官公庁などでは、政策・方針決定過程への女性の参加が目立ってきていますが、日本は国際的にみてもまだ低い水準にあります。

本町でも、審議会や委員会などの構成員に占める女性の登用割合は全体的に低いため、審議会等をはじめ行政や企業、教職員などに対し、政策・方針決定の場への女性登用についての理解と促進をはたらきかけるとともに、女性の活動意欲を高めるため、情報提供などの支援策を講じていきます。

<町民アンケートの結果>

○個人アンケート

指導的地位に占める女性の割合を増やすために必要なこととして、「役職等は男性がやるものという意識をなくすこと」と「男性優位の組織運営を改善すること」との、職場等での男性優位な意識の改善を求める回答が多数を集めました。

最も多かった回答は「女性自身が積極的に参画意識や意欲を持つこと」で、「女性の能力開発のための研修機会を充実させること」という回答も目立ちました。

○事業所アンケート

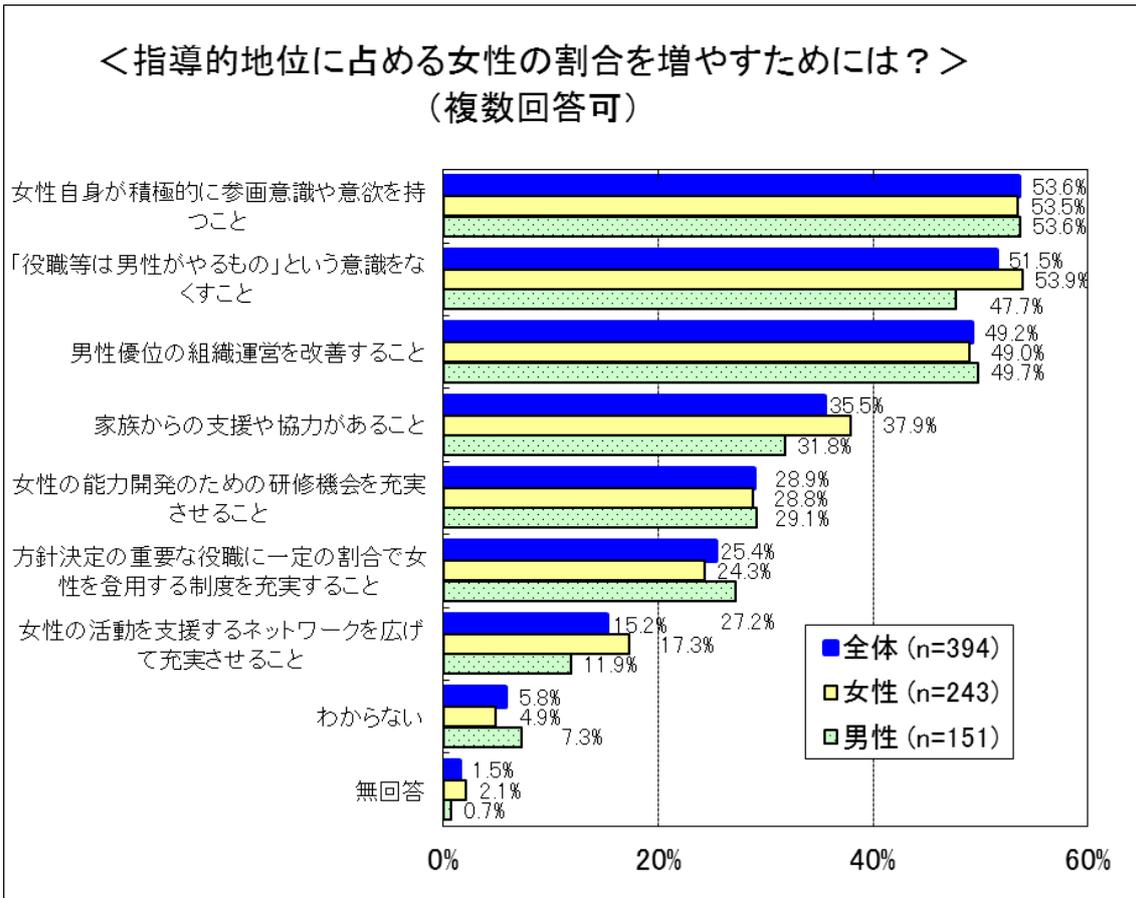
事業所における管理職数のうち女性の割合は約 27%で、平成 20 年度に実施した前回の結果とほぼ同じです。

<考察>

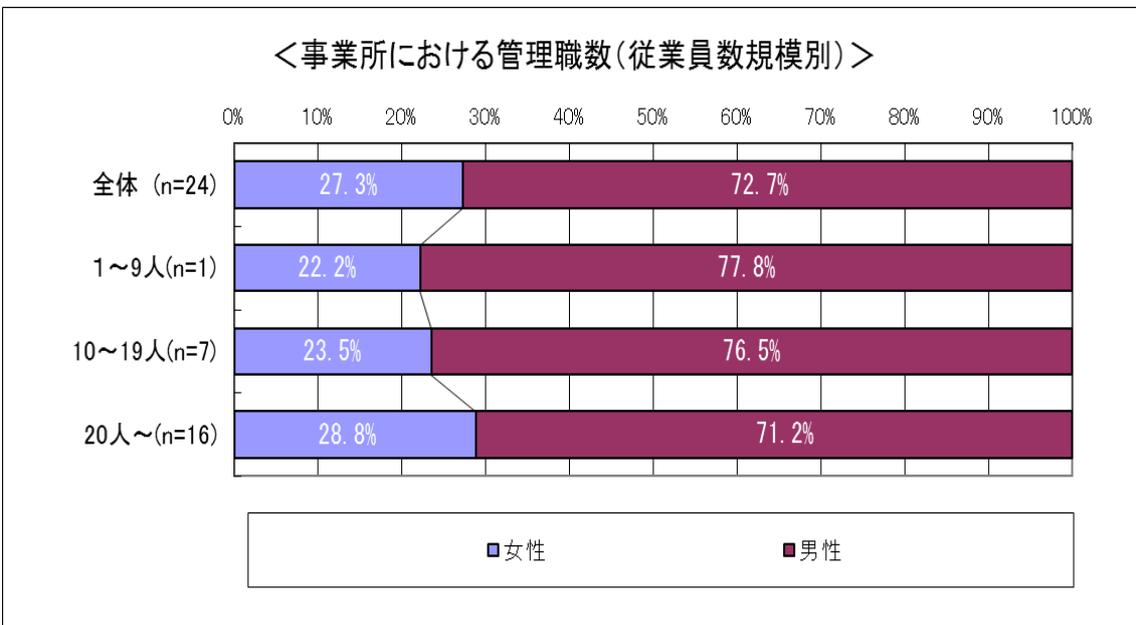
アンケートの結果から、役職や公職など指導的地位への女性の参画について、いまだに性別による不平等を感じている方が多く、一方で女性自身が意識や能力を高めるべきとの意見も多い結果となりました。

また事業所における管理職への登用割合は前回と比べ上昇していないことが分かりました。

このことから、政策・方針決定における女性の参画推進のためには、古くからある男女の役割分担意識などを解消し男女が互いに対等な立場となるための取組と、男女を問わずそれぞれが個性と能力を十分に発揮できるような機会をつくるための取組が重要です。



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための事業所アンケート調査（H26年11月）より

施策の具体的方向

① 審議会・委員会などへの女性登用の推進

政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、関係機関に対し男女共同参画の重要性の理解を求め、積極的な女性の登用を促進します。

また町の審議会等の委員選任にあたっては、広く公募制の導入を図り、男女が共同して参画できるよう配慮に努めます。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	審議会などへの女性の登用	審議会などへの女性の登用について、それぞれ数値目標を設定し、関係団体などに対し男女共同参画の重要性の理解と、女性の積極的な登用への協力を求めます。	各所管課
2	委員の公募制導入の推進	審議会・委員会などへの委員の選任に際しては、原則として町民から委員を募集し、男女の構成比についても考慮して女性の参画の推進に努めます。	各所管課

② 町職員・教職員における管理職への女性登用の推進

行政における政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、研修の充実や適正な人事評価により、町職員・教職員における女性職員の管理職への登用を推進します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
3	町職員における管理職への女性の登用	職務分担の改善や適正な配置等により、町役場における女性職員の一層の職域拡大を図るとともに、能力や意欲のある女性の管理職への登用を推進します。	庶務課
4	教職員における管理職への女性の登用	町内の各学校における男女共同参画を推進するため、教員人事を行う神奈川県に対し、能力や意欲のある女性教員の校長・教頭などへの登用を働きかけます。	学校教育課
5	町職員を対象とした男女平等推進に関する研修の充実	町職員を対象とした男女平等推進に関する研修の充実により、女性の意欲と能力の向上を図ります。	庶務課

- ③ 組合・協会・事業所などにおける理事や管理職への女性登用の推進
 男女雇用機会均等法では、雇用における性別による差別は禁止されていますが、依然として様々の面で格差が見られます。
 性別にかかわりない均等な処遇により、男女が対等な立場で就業できる環境を整備するため、女性の管理職への登用について、関係団体や事業所などへ働きかけます。

No.	施策名	事業内容	担当課等
6	事業所・団体などに対する男女共同参画の推進	町内の事業所をはじめ、商工観光関連団体などに協力を呼びかけ、理事や管理職などへの女性登用を推進します。	観光課
7	女性のエンパワーメント（女性が意思決定の場で力を発揮すること）促進についての啓発推進	事業所・団体などに対し、個人の能力や適性に応じた配置等による女性のエンパワーメント促進のための啓発を推進します。	地域政策課

男女雇用機会均等法とは？

- 性別を理由とする差別の禁止
- 婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
- セクシュアルハラスメント対策
- 母性健康管理措置
- 派遣先に対する男女雇用機会均等法の適用

など、雇用管理のあらゆる面において、性別によることなく、個人個人の意欲、能力、適性に基づく公正な取扱いを行うことと、ポジティブ・アクション（就労における女性の活躍推進の措置）を促進し、女性と男性がともにその能力を十分発揮することができる職場づくりに向けた努力を企業の事業主等に義務付けるものです。

施策の基本的方向 I-2 あらゆる分野での女性活躍の推進

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる環境づくりが重要です。

また近年の大規模災害の教訓から、防災分野における女性参画の重要性が高まっていますが、女性の参画が進んでいない現状です。

様々な分野において女性の視点や発想を生かした活躍を支援するため、女性の参画拡大に関する情報の収集と提供を推進します。

<町民アンケートの結果>

○個人アンケート

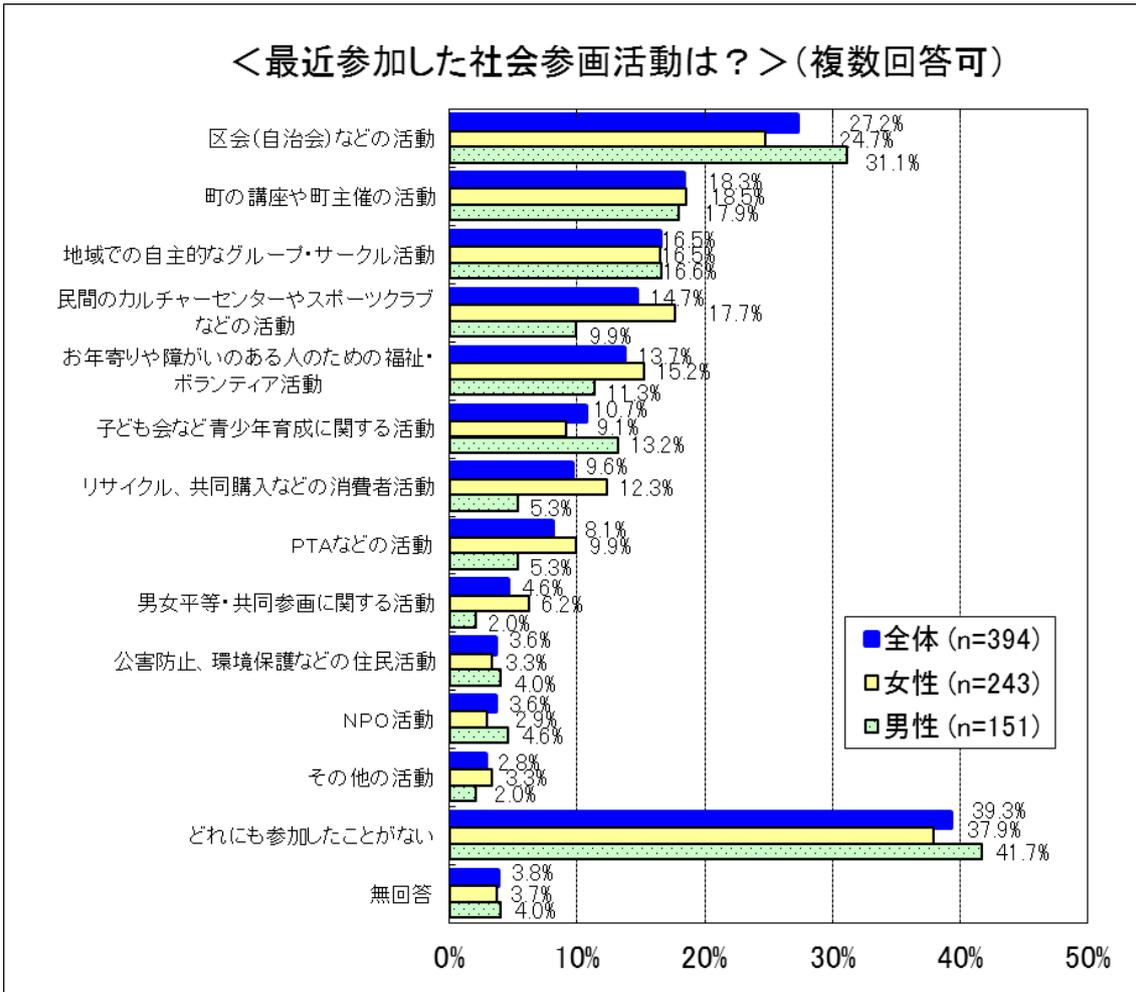
この1～2年の間に参加したことがある活動として多かったものは「区会（自治会）などの活動」や「町の講座や町主催の活動」、「地域での自主的なグループ・サークル活動」などです。

一方で、「どれにも参加したことがない」との回答が約4割にのぼっています。

<考察>

アンケート結果から、生活に密着した自治会などの活動とともに、講座やサークル活動、文化・スポーツなど、自身の知識や教養を高めることにつながる機会への積極的な参加が目立ちますが、いずれの活動にも参加したことのない方が多いという実態です。

高齢化の進行に伴い、防災分野を含めた地域活動への女性参画は重要ですので、女性視点を生かしたあらゆる分野での男女共同参画を実現するため、生涯にわたる文化・教養づくりへの参加機会を確保しつつ、地域に根差した活動への参加促進を図る必要があります。



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より

施策の具体的方向

① 様々な分野における女性活躍の支援

女性の参画拡大のため、様々な分野で活躍している女性に関する情報や、身近な地域での女性の活動に関する情報の収集と提供に努めます。
また防災分野での女性の参画を促進します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
8	女性人材の育成のための情報提供	女性の自己能力や女性人材の育成のための講座開催の情報を収集し、提供に努めます。	地域政策課

9	地域の活動情報の提供	身近な地域の活動情報を提供し、誰もが参加しやすい環境づくりを推進します。	地域政策課
10	地域の女性防火・防災リーダーの育成	女性への防火教育の実施や初期消火の指導、応急手当や避難誘導などの実践的な取組により、連携意識の高揚と女性の視点を生かした防火・防災リーダーの育成を推進します。	消防本部 地域政策課

ボランティア活動への女性の参画

町内の観光名所を案内する観光ガイドをはじめ、イベント、環境、保育・育児、図書、放課後子ども教室などの分野で活躍する「湯河原まちづくりボランティア協会」の登録者数89人（平成27年1月現在）のうち、女性は55人（61.8%）を占めており、ボランティア活動を通じた各種分野での女性の活躍が期待されます。

施策の基本的方向 I-3 女性の参画に関する調査および分析

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、女性の社会参画の状況等を常に把握することが重要です。

各施策の課題や改善策等の検討に向け、定期的な現状調査と分析をすすめます。

施策の具体的方向

- ① 政策・方針決定過程への参画状況の定期的な調査・分析
さまざまな分野における、女性の政策・方針決定過程への参画状況について定期的に調査を行い、情報提供に努めます。

No.	施策名	事業内容	担当課等
11	町における男女共同参画社会の形成・女性に関する施策の進捗状況調査	町で実施する各施策について、男女共同参画状況の調査・研究を実施し、その基礎的情報を公表していきます。	地域政策課
12	事業所・団体などにおける男女共同参画社会の形成・女性に関する取組の進捗状況調査	事業所や団体などに対し、男女共同参画社会の形成・女性に関する取組の進捗状況調査を実施し、公表していきます。	地域政策課

基本的課題Ⅱ

就業の場における男女共同参画の促進

少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少が進む中で、安定した経済社会を持続するには、就業の場における男女共同参画の促進が不可欠です。

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる雇用環境の整備により、それぞれのライフスタイルに合った就業選択、就労機会が確保されることと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進することが必要です。

女性の能力発揮のための積極的取組の推進をはじめ、セクシュアル・ハラスメントの防止対策や多様な働き方に対応した適正な就業環境の整備など、必要な支援を促進します。



施策の基本的方向Ⅱ-1 男女平等な雇用環境の整備

現状と課題

少子高齢化が進行し生産年齢人口の減少が続く中で、経済成長を持続していくために、女性の経済社会への参画促進の重要性がますます高まっています。

女性が能力を発揮できる雇用環境づくりの推進と、職場でのセクシュアル・ハラスメント防止を促進し、また旅館のおかみや農家の女性など、湯河原の地域特性を生かした雇用環境の整備を支援します。

<町民アンケートの結果>

○個人アンケート

職場での仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べ不当に差別されているとの回答が全体の約1割ありました。

また、女性の生き方について望ましいと思うものとして、「結婚して子どもが生まれたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事をもつ」と「結婚して子どもが生まれても、仕事は続ける」の2つの回答が多くを占めています。

○事業所アンケート

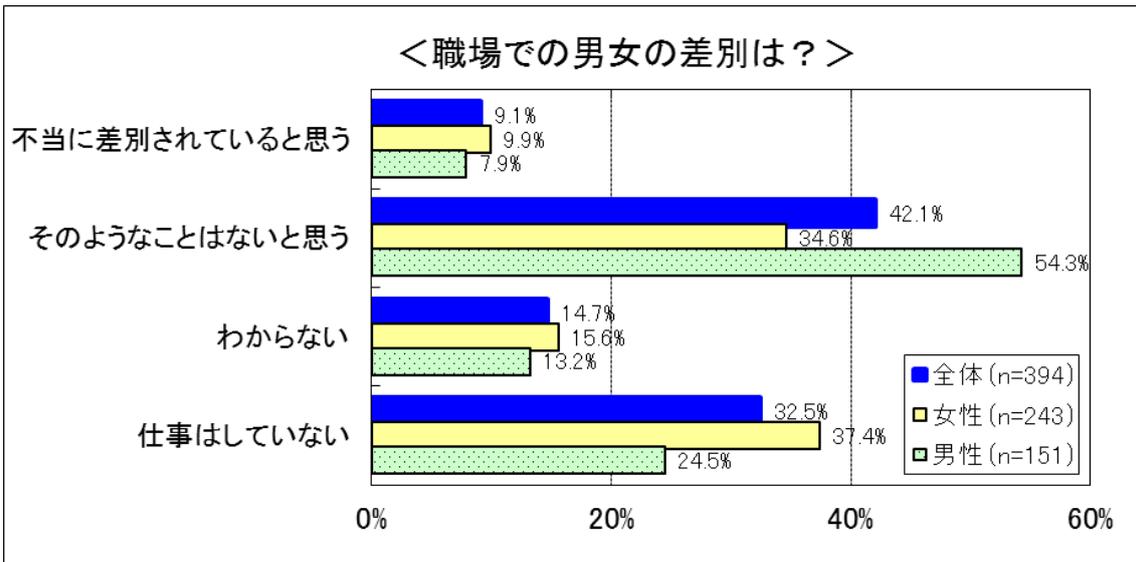
事業主に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための雇用管理上の配慮義務について、知らないという回答が25%ありました。

また、男女平等に関する研修を行ったことがないとの回答が全体の約8割にのぼります。

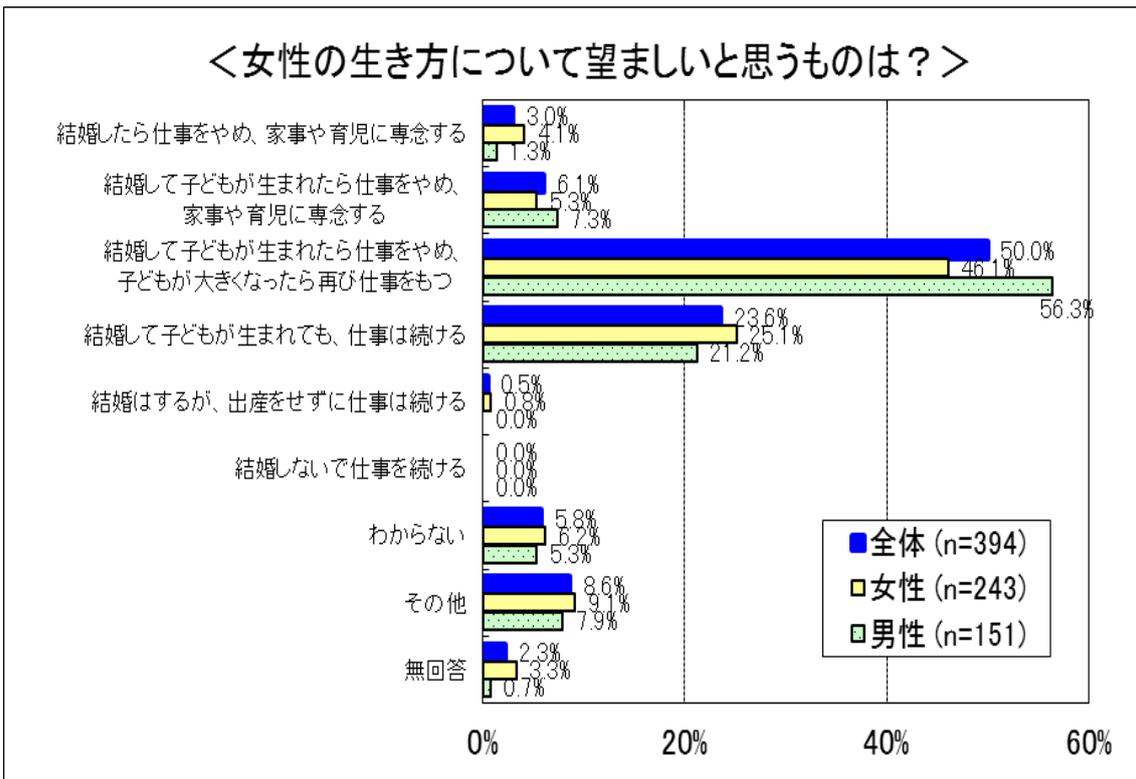
<考察>

アンケートの結果から、いまだに女性に対する職場での差別がある一方で、女性の仕事に対する意欲が高まっていることが分かります。

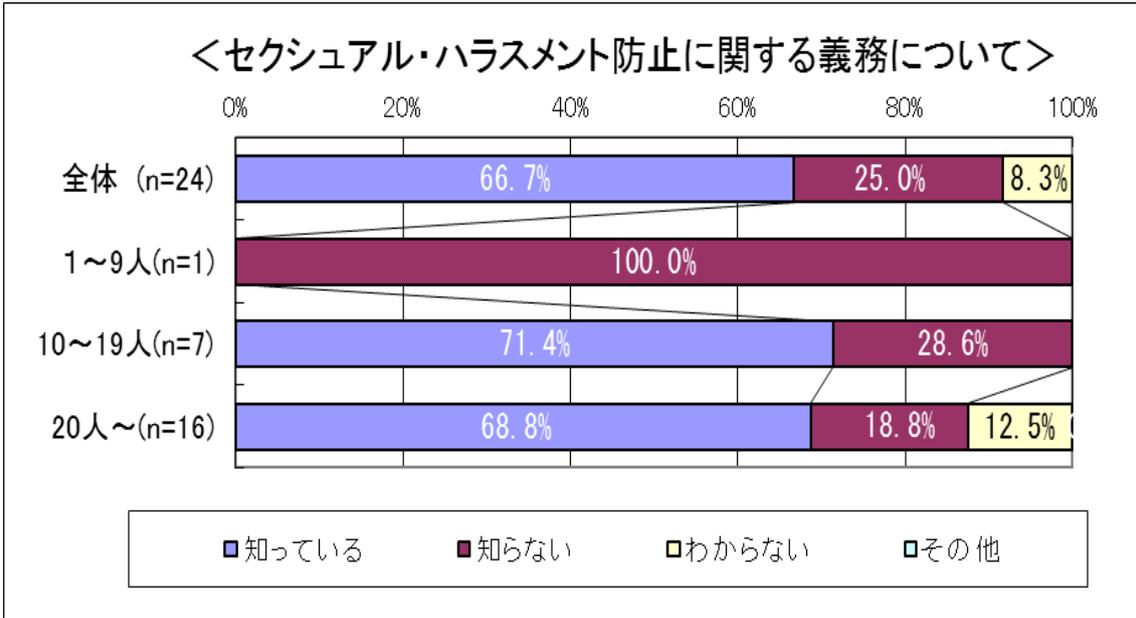
男女平等な雇用環境の整備のためには、セクシュアル・ハラスメント防止などを含めた男女共同参画社会の啓発について、あらゆる機会を用いた充実を図るとともに、さまざまな業種に就労する女性に対する適切な支援が重要です。



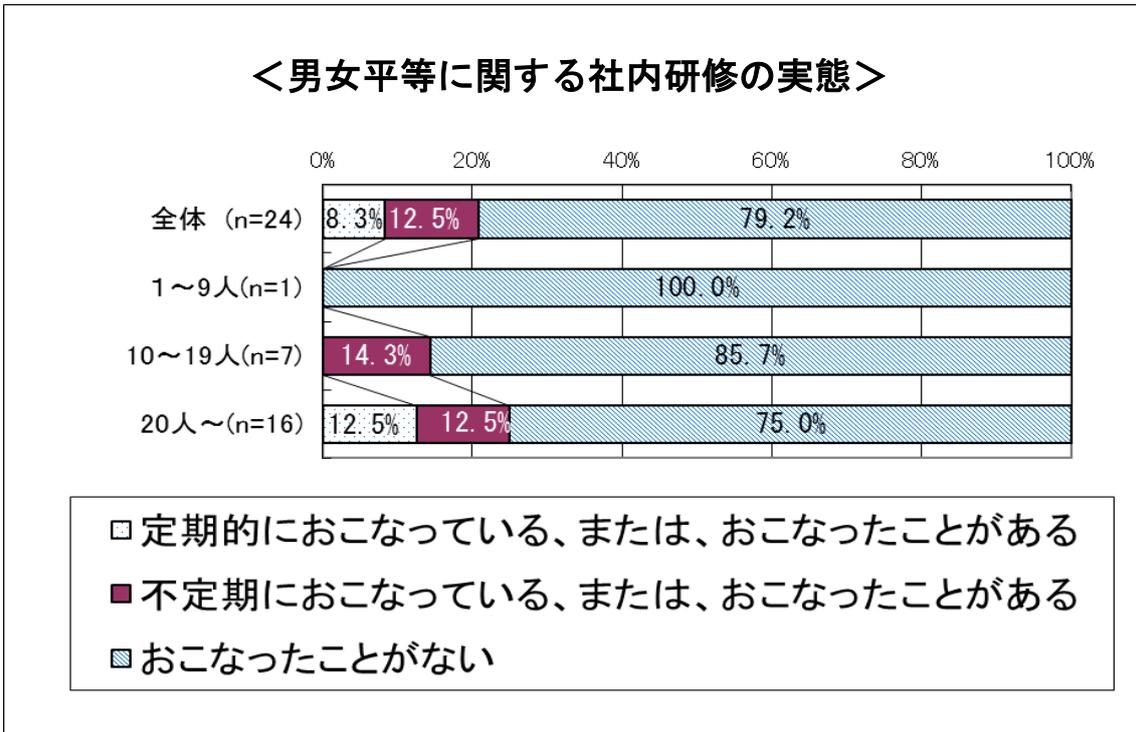
※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための事業所アンケート調査（H26年11月）より



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための事業所アンケート調査（H26年11月）より

施策の具体的方向

① 労働相談の充実

就業を希望する女性がその能力を発揮し社会へ参画できるよう、関係機関等と連携し、一人ひとりのニーズに合わせた相談や情報提供を行います。

No.	施策名	事業内容	担当
13	就職情報などの提供 および職業相談	小田原公共職業安定所（ハローワーク小田原）の協力を得て、町内での求人・求職に対応するため、「出張相談所」を開設し、雇用の確保を図ります。また労働関係機関からの情報提供を行います。	観光課
14	労働相談、就労相談など各種相談事業の充実	関係機関・団体などと連携し、労働相談、就労相談などを実施します。	観光課 秘書広報室

② 女性の能力発揮のための積極的取組の推進

女性の能力発揮の場を広げるため、救急隊員をはじめ町職員に対する教育や研修による人材育成を図り、企業における男女平等の実現に向けた取組を促進します。

No.	施策名	事業内容	担当
15	女性救急隊員の育成	救急業務の現場では、女性ならではの傷病者への配慮や接し方のできる女性救急隊員の必要性が高まっています。このため、職員教育や研修などによる人材育成を図り、積極的に女性消防職員の登用を図ります。	消防本部
16	町職員に対する教育 および研修による人材育成	女性の能力発揮の場を広げるため、女性職員に対する積極的な教育、研修などによる人材育成に努めます。	庶務課
17	ポジティブ・アクション（就労における女性の活躍推進の措置）導入の促進	企業等に対する男女雇用機会均等法等の啓発により、ポジティブ・アクションの導入を促進します。	地域政策課

③ セクシュアル・ハラスメント対策の推進

あらゆる場面でのセクシュアル・ハラスメントを防止するため、町職員や教職員に向けた研修等をはじめ、情報の収集と啓発に努めます。

No.	施策名	事業内容	担当
18	町職員及び教職員へのセクシュアル・ハラスメント防止対策	町職員及び教職員を対象に、セクシュアル・ハラスメントの防止についての研修等を実施し、理解の促進や啓発に努めます。	庶務課 学校教育課
19	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	あらゆる場面でのセクシュアル・ハラスメントを未然に防止するため、関係機関からの情報収集と、パンフレット配布や広報掲載などによる啓発と普及に努めます。	地域政策課

④ 農林水産業および商工自営業に携わる女性への支援

本町の地域特性を生かした男女共同参画を促進するため、おかみの会への支援をはじめ、農業や商工業などの自営業に携わる男女が共に快適に働くことができるよう、各種支援や啓発に努めます。

No.	施策名	事業内容	担当
20	家族経営協定作成の推進	農業者の経営改善計画の認定に際し、家族経営協定作成への支援および指導を行い、男女ともに意欲とやり甲斐を持って経営に参画し、魅力的な農業経営を行うことを推進します。また、働きやすい就業環境などについて感心を持つよう、情報提供や啓発に努めます。	農林水産課
21	農業者年金への女性加入の推進	女性に対する農業者年金の周知および加入を推進します。農業を積極的に担う女性を支援し、情報提供や啓発に努めます。	農林水産課

22	おかみの会への支援	旅館協同組合に加入している旅館の女将さんたちで構成する「おかみの会」の活動を支援します。 女性ならではのさまざまなアイデアや観光案内事業を支援することで、湯河原温泉の観光経済の発展と振興に繋げていきます。	観光課
23	農協女性部への支援	農業に従事している女性は産業の重要な担い手であり、地域の活性化に大きな役割を果たしています。女性農業者のエンパワーメントと、女性リーダーのネットワークづくりなどを支援します。	農林水産課
24	朝市開催の支援	朝市開催の支援を行うことで、地場産業の発展と農林水産業の振興につなげます。	農林水産課

“湯河原温泉おかみの会”

古くは万葉集にも詠まれ、多くの文人墨客などに愛されてきた歴史のある湯河原温泉の顔として、おもてなしの心をもって積極的な観光誘客活動を展開しています。

本町ならではの女性活躍の場として今後も盛んな活動が期待されます。

なお、平成25年度末の会員数は31名です。

施策の基本的方向Ⅱ-2 女性の多様な働き方への支援

現状と課題

少子高齢化などによる生活形態の変化に伴い、多様な働き方へのニーズが高まっていますが、企業等における環境整備は十分とはいえない現状です。

女性が働きながら安心して出産や子育てができるよう、就業機会の確保を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の実現に向けた情報提供や啓発活動に取り組みます。

また町職員や企業に対し、多様な就労形態に合わせた柔軟な雇用環境の整備に向けて、各種制度の周知と普及を図ります。

<町民アンケートの結果>

○個人アンケート

男女が各自の能力を発揮して生き生きと働くために必要なこととして、「出産、育児、介護休暇を男女ともとりやすくする」が最も多く、一方で「女性をもっと職場の意思決定に参画させる」、「補助的な仕事を女性だけにさせるような性別での役割分担をなくす」などの回答も多い結果となりました。

またワーク・ライフ・バランスについて、「知らない」と答えた方が約半数にのぼりました。

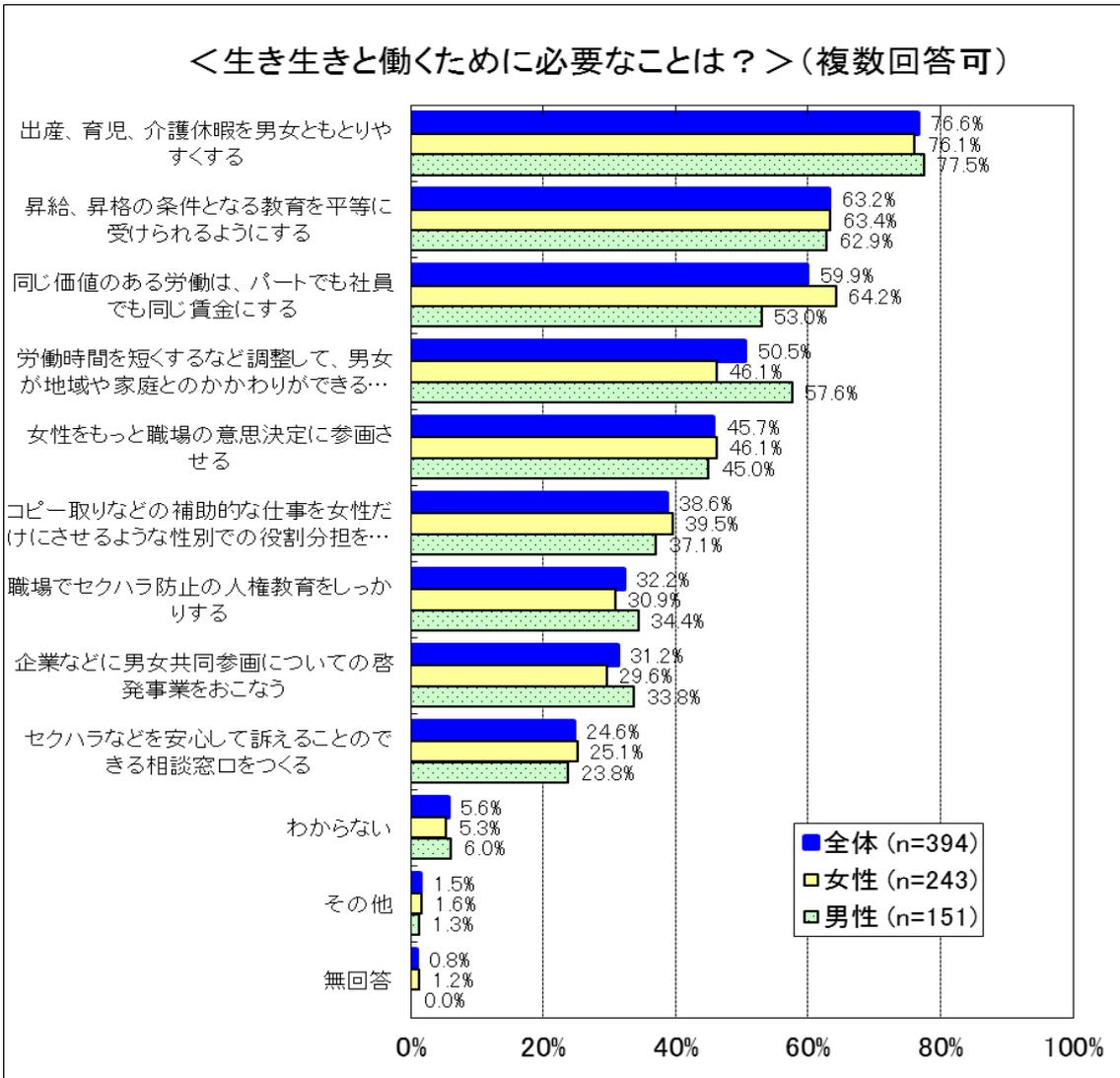
○事業所アンケート

事業所における育児休業（育児休暇）・介護休業（介護休暇）の取得状況では、それぞれにおいて「認められていて実際に取得している」の回答率が前回より高くなっていますが、「認めていない」という回答が1割強にのぼっています。

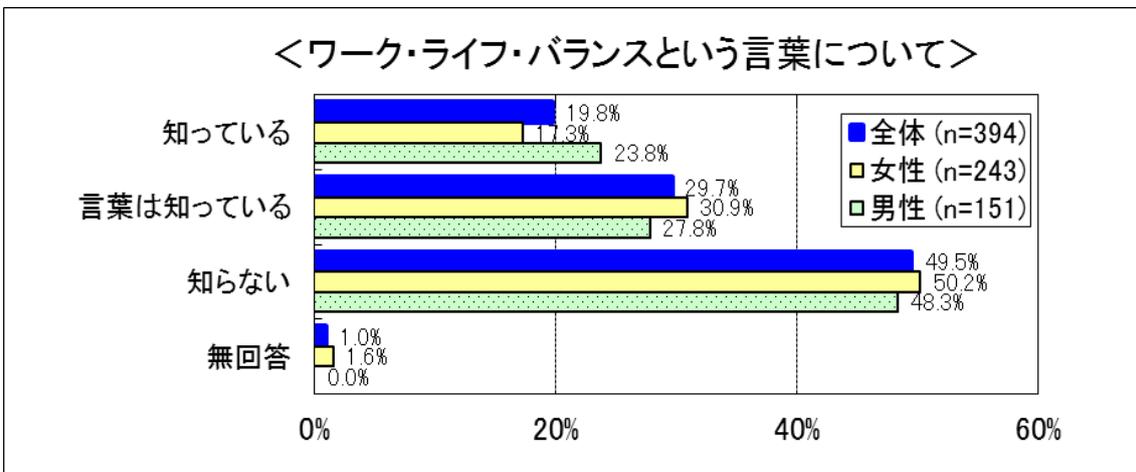
<考察>

アンケートの結果から、女性が能力を発揮できる雇用環境づくりの推進のためには、個々の生活様式や家庭環境などに合わせた雇用環境づくりについて、事業所が理解し改善を図ることが重要です。

女性の就業機会拡大のための環境づくりとあわせ、多様な働き方に対応するための制度拡充や労働環境整備の促進が重要です。

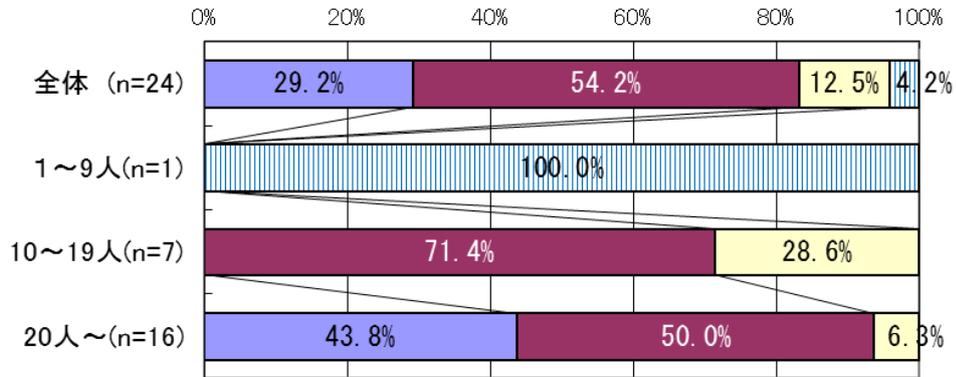


※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より

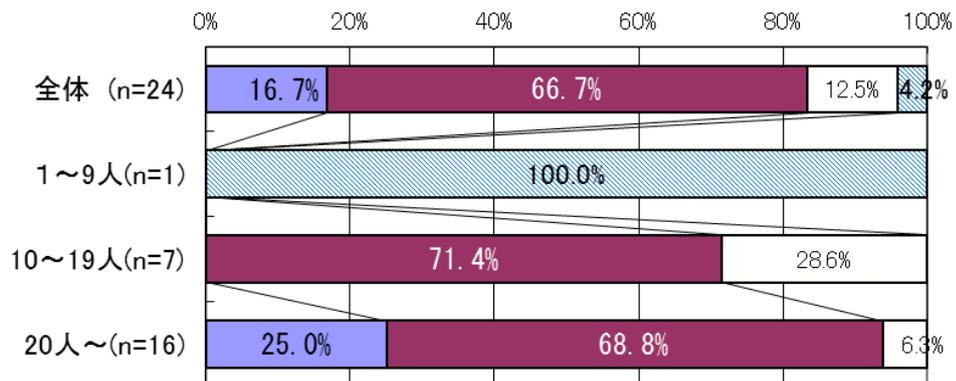
<育児休業（育児休暇）の実施状況>



- 認められていて、実際に取得している
- 認められているが、取得者はいない
- 認めていない
- ▨ その他

※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための事業所アンケート調査（H26年11月）より

<介護休業（介護休暇）の実施状況>



- 認められていて、実際に取得している
- 認められているが、取得者はいない
- 認めていない
- ▨ その他

※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための事業所アンケート調査（H26年11月）より

施策の具体的方向

① 女性の就業機会の拡大・推進

女性の就業機会を拡大・推進するため、関係機関と連携し、人材育成や起業のための学習機会の提供に努めます。

No.	施策名	事業内容	担当
25	女性の就業に対する支援	ハローワーク等関係機関との連携による相談、紹介等を行い、女性の就職、再就職、起業等を支援します。	観光課
26	セミナーなどの情報提供	子育てや介護などにより離職した女性の再就職・起業などの相談窓口や、セミナーなど学習機会の情報提供に努めます。	地域政策課

② 多様な働き方に対応した人材育成などの支援

性別にかかわらず生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な働き方に対応した人材育成の支援を推進します。

No.	施策名	事業内容	担当
27	保育内容の充実	町立保育園での延長保育を実施し、就労する女性の支援に努めます。	福祉課
28	パートタイム労働者などの雇用環境の整備	パートタイム労働者などの雇用環境の改善に向け、企業等などに対し、パートタイム労働法などの周知徹底を図ります。	観光課

③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の推進

男女が安心して働き続けられる環境づくりのため、家庭や地域での生活、趣味等の活動を、自らの希望に応じたバランスで行う「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた施策を推進します。

No.	施策名	事業内容	担当
29	育児・介護休業制度などの普及	男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、企業に対し育児・介護休業制度などの普及を啓発します。	観光課
30	多様な就労形態の普及	企業に対しフレックスタイム制など仕事と家庭生活が両立しやすい各種制度や就労形態の普及を図ります。	観光課
31	町職員の労働環境の整備	子を養育する職員の継続的な勤務を推進するため、育児休業制度、部分休業制度および早出遅出勤務などの労働環境整備と制度の周知を図ります。	庶務課

基本的課題Ⅲ

教育・学習・啓発活動の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等及び人権尊重についての意識を高め、男女共同参画について正しく理解することが不可欠です。

そのため、学校や家庭、職場等において男女共同参画の実現に向けた教育・学習の充実を図ることが重要です。

特に、保育園や幼稚園、小・中学校など発達段階に応じて、一人ひとりの人権を尊重し、相互理解と協力の重要性や家庭生活の大切さなど、男女共同参画の視点に立った教育活動を進めることが大切です。

また家庭や地域など日常の生活を通じて、生涯にわたり男女共同参画の理解促進と意識を高めるため、各種学習機会の提供に取り組みます。



施策の基本的方向Ⅲ-1 男女平等教育の推進

現状と課題

性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習やしきたりは、発達段階での生活環境による影響が大きいと考えられます。

学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、人権の尊重に基づく男女平等観の形成を生涯にわたり推進する、教育・学習の充実と、教職員などに対する男女平等教育の拡充を通して、理解の促進を図ります。

また出産に関する自由と責任について、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の概念を理解するための教育に取り組みます。

<町民アンケートの結果>

○個人アンケート

「男の子・女の子」の育て方に対しては、「男らしさや女らしさを強調しないが、性差に配慮し育てたほうがよい」という回答がおよそ半数を占めました。

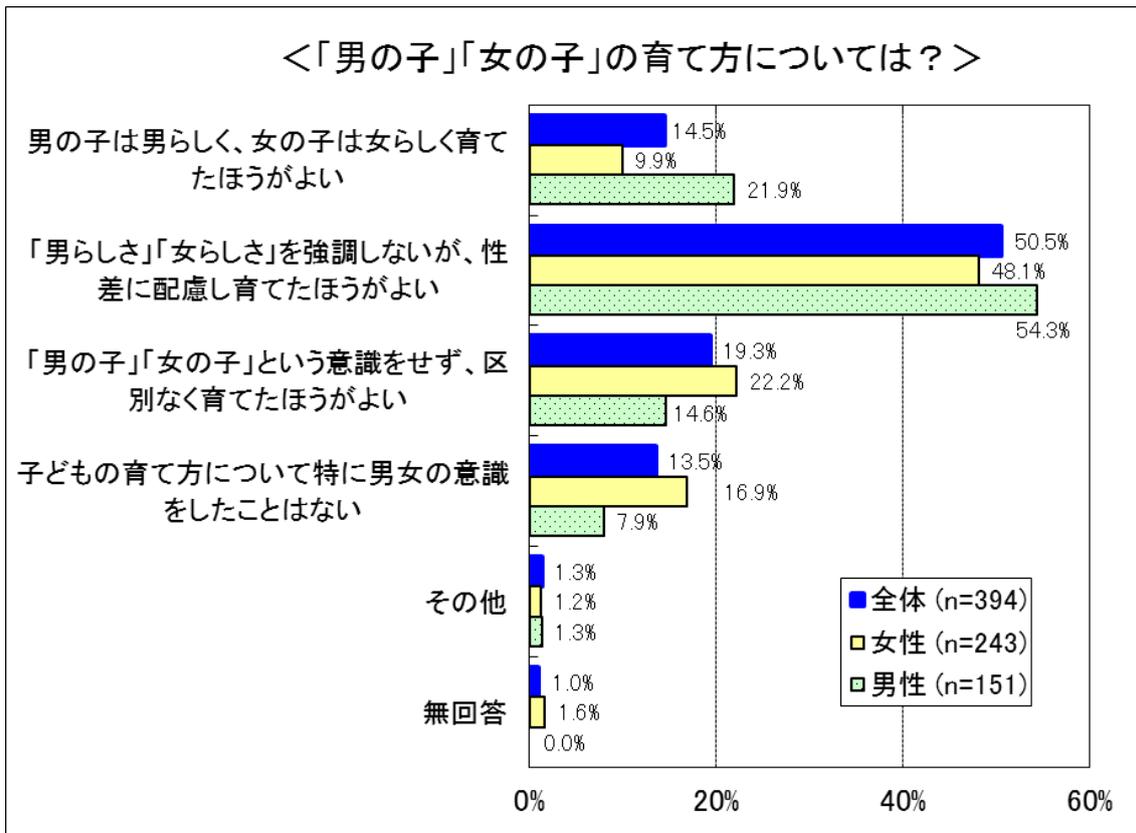
ただし、「区別なく育てたほうがよい」という回答も約2割ありました。

また、男女平等に関して学校教育に望むこととしては、「生活指導や進路指導において男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」が最も多く、次いで「男女の相互理解や協力についての学習を充実する」「互いの性を尊重しあえる性教育を行う」の順となっています。

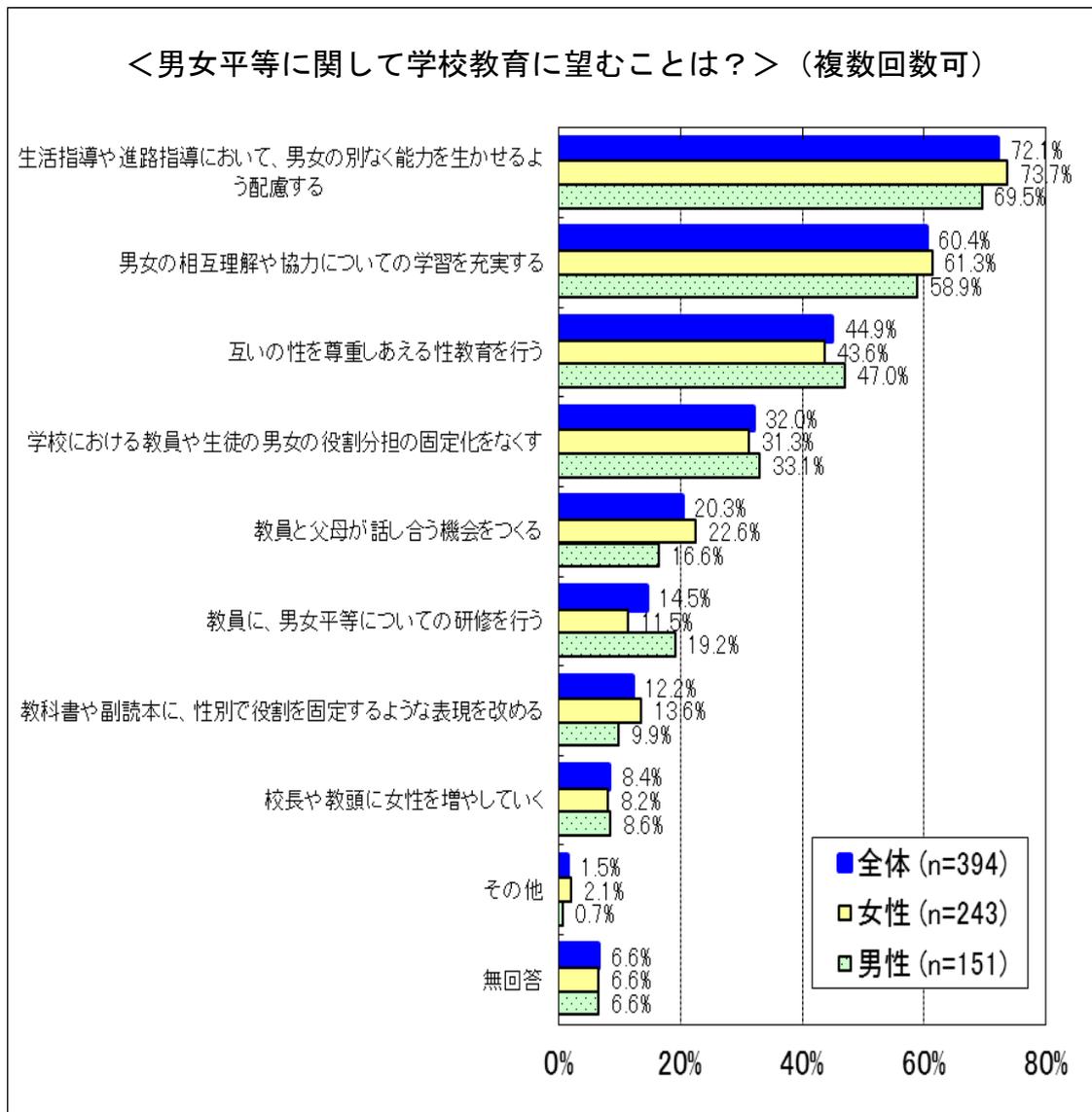
<考察>

アンケートの結果から、男女平等教育についての考え方も様々であることがうかがえます。発達段階に応じた学校などでの男女平等教育の推進により、その個性や能力を生かしつつ、人権尊重や男女平等についての理解を深めることが重要です。

また、自身で将来の生き方を考え、希望に沿った進路の指導ができるよう、教職員などに対する研修や教育の充実だけでなく、学校以外の地域や家庭での啓発学習が不可欠です。



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より

施策の具体的方向

① 発達段階に応じた男女平等教育の推進

学校教育においては、男女共同参画への理解を深め、一人ひとりが性別にかかわらず個性や能力を発揮し、自らが将来の生き方を考え、夢や希望に沿った進路を選択できる姿勢を育むことに努めます。

No.	施策名	事業内容	担当
32	男女平等観に基づく教育・保育の推進	学校、幼稚園、保育園や塾などにおいて、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに観点を置いた教育・保育活動を行います。	学校教育課 福祉課
33	発達段階に応じた性教育の指導	学校において、人権尊重・男女平等の精神に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた性に関する指導を行います。	学校教育課
34	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の概念による性教育の実施	学校教育や社会教育において、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定できる、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念を理解するための性教育を実施します。	学校教育課 社会教育課 保健センター
35	道徳の時間を活用した男女共同参画の理解の促進	小・中学校の道徳の時間を活用し、男女の理解と協力や互いの人権尊重についての考えを深める機会をつくります。	学校教育課

② 教職員などへの男女平等教育研修の充実

人権問題について、広い知識と解決方を習得することを目指し、男女平等などの人権教育を推進するための研修を実施します。

No.	施策名	事業内容	担当
36	教職員に対する人権研修会の実施	全教職員を対象とした人権研修会を開催し、人権問題について、広い知識と解決方の習得を図ります。	学校教育課
37	固定的な性別役割分担意識の是正に向けた取組	男女共同参画の視点に基づき、性別役割分担意識のない授業の展開に取り組みます。	学校教育課

③ 家庭・地域における男女共同参画への啓発学習

町民のもとに職員が出向き、男女共同参画に関する知識や理解を深めてもらうことを目的に啓発活動を実施します。

No.	施策名	事業内容	担当
38	生涯にわたる学習機会の充実	各種講演会、講座、教室などにおいて、男女共同参画の視点に立った学習を推進するとともに、一時保育の実施など受講環境の充実に努めます。	社会教育課
39	学習活動を支援する指導者の養成	社会教育団体や指導者に対する研修などを通じて、男女共同参画の視点を持った指導者の養成に努めます。	社会教育課
40	学習グループの育成・活動支援	学習グループへ情報提供などの活動支援を行うとともに、グループなどのネットワークづくりを推進します。	社会教育課
41	出前講座の実施	町民の皆さんのもとに町職員が出向き、行政の取り組みや職員の専門知識を活かした講座を開催し、誰もが社会参画できる社会の実現を推進します。	秘書広報室

施策の基本的方向Ⅲ-2 男女共同参画に関する情報の収集・提供

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての意識や自立の意識を持つことが大切です。男女共同参画の理念についての正しい理解を進めていくため関係機関と連携・協働し、情報の収集・提供や意識啓発の取組を進めます。

<アンケート結果の考察>

アンケート全体から、男女共同参画社会に対する興味や関心があっても、正しい知識や制度の啓発が十分ではないことがうかがえます。

現代社会においては、パソコンやスマートフォンを用いたネットワーク社会の進展により、各種メディアからの様々な情報が入手できます。

しかし、入手できる情報の中には、不正確なものや不適切な表現、また平等性を欠くものが含まれる可能性があります。

これらの情報を整理し、正しい男女共同参画社会の仕組みや制度を理解していくため、行政の公式媒体などを通じた適切な情報提供を行うための資料や情報収集に努めることが必要です。

施策の具体的な方向

① メディア等からの情報収集および提供

男女共同参画に関する資料を収集し提供します。「人権パネル展」など関連の催し物がある際、資料を展示し啓発活動を行います。

No.	施策名	事業内容	担当
42	メディアを正しく読み解く力の育成	メディアを適切に利用し、主体的な判断ができる能力を養うための学習機会を提供します。	社会教育課

43	高度情報通信ネットワーク社会に対応した取組	携帯電話やインターネットなどを利用することにより、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、高度情報通信ネットワーク社会に対応した安全教育に取り組みます。	地域政策課
44	各種資料や情報収集の充実	男女共同参画に関する国、県等の動きや先進事例、最新情報などの資料を収集し、正確な情報の把握を図ります。	地域政策課

② 町広報およびホームページなどからの情報提供

町の広報紙・ホームページや町民に提供する刊行物などについて、人権や男女共同参画に対する認識を深め、社会的・文化的に形成された性差別表現などに敏感な視点を持って配慮を欠いた表現を防ぎ、適切な表現をするよう努めます。

No.	施策名	事業内容	担当
45	男女共同参画に配慮した刊行物の作成	町の広報や町民に提供する刊行物などについて、人権や男女共同参画の視点に対し、認識を深め、社会的・文化的に形成されたジェンダーに敏感な視点を持ち、適切な表現をするようにします。	秘書広報室 地域政策課
46	町広報紙やホームページでの男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関するさまざまな問題点を提起し、その解決に向けた情報提供を行います。	地域政策課

基本的課題Ⅳ

身体と性に関する女性の人権の確立

男女がお互いの身体の違いを十分に理解し合い、思いやりを持って生きることが、男女共同参画社会実現の前提です。

特に、女性は妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なった身体の変化や問題に直面するため、女性が自らの身体について正しい情報を得たうえで、生涯にわたる心身の健康を維持していくことが必要です。

また、異性に対する暴力の防止に向けて、暴力は重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底する取組が重要です。

児童に対する虐待防止対策とあわせ、関係機関との連携を強化し、若い世代を中心としてこれらの防止に向けた普及啓発を推進します。



施策の基本的方向Ⅳ-1 生涯にわたる女性の健康保持対策の推進

現状と課題

男女は一人の人間として平等ですが、女性と男性では身体的・生理的な差異があります。

特に女性は妊娠・出産をはじめ、生涯を通じて、男性にはない身体の変化や健康上の問題に直面します。

男女共同参画実現のためには、女性が生涯を通じて健康であることが必要ですので、女性自らが正しい情報を得て健康を維持できる取組が重要です。

<町民アンケートの結果>

○個人アンケート

出生率の低下の要因として、全体の約8割の方が「出産費や医療費、教育費などの経済的負担が大きい」と回答しています。

また、「仕事を続けたい場合、子育ては困難だ」という回答も全体の5割を超えているほか、育児に対する理解や制度の整備が不十分との回答も目立ちます。

また安心して子どもを産み育てるために必要な施策については、「公立・民間保育施設の充実」が最も多く、次いで「児童手当など補助の充実」のほか、「子育てに理解のある職場環境の充実」「延長保育など保育制度の充実」など、各種支援の拡充や制度の充実が必要との回答が多い結果となりました。

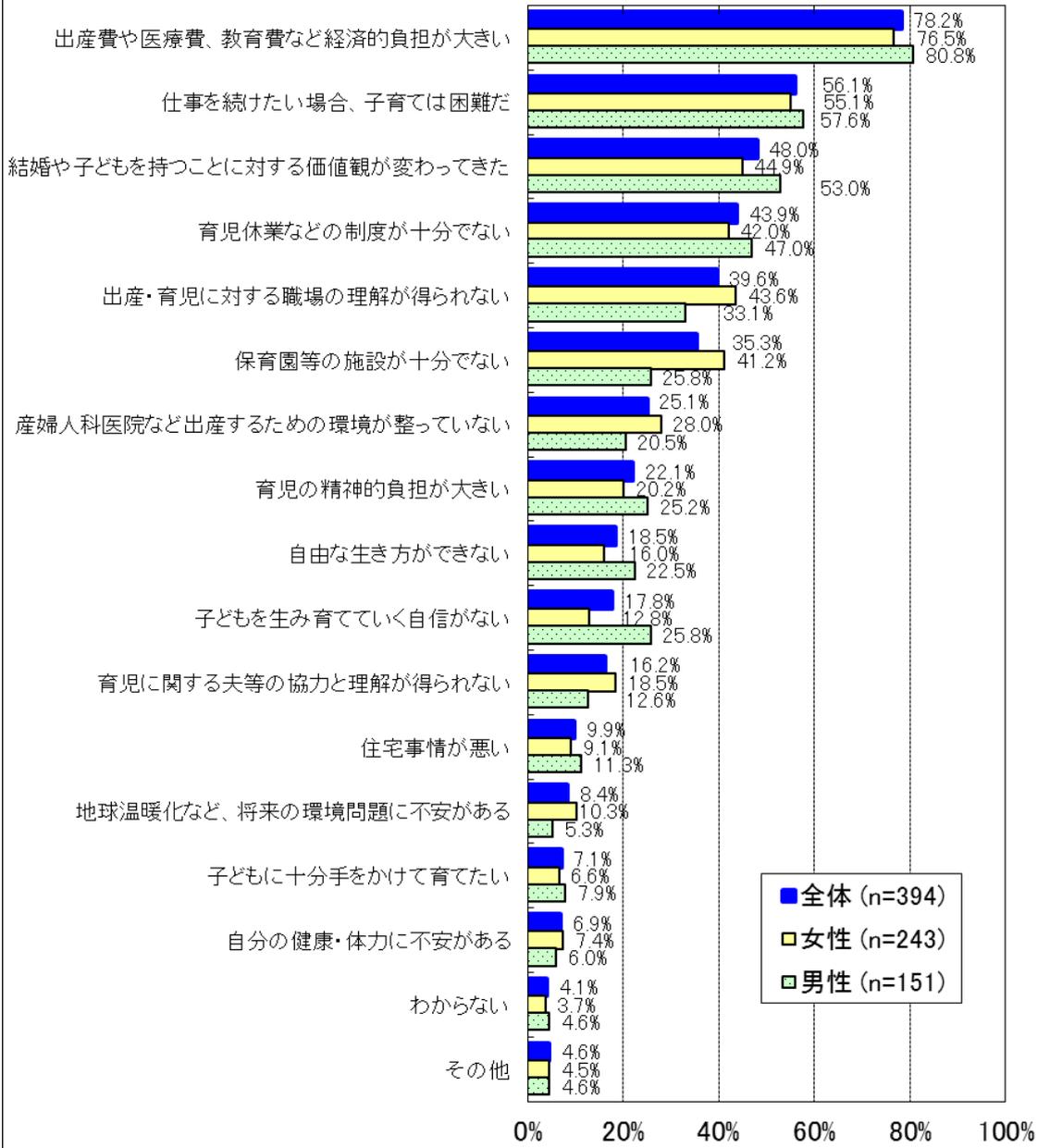
<考察>

アンケートの結果から、生涯にわたる女性の健康保持を推進するためには、地域の特色を生かした食育の推進の取組をはじめ、女性が安心して妊娠・出産・育児を行えるよう、母子保健事業の充実が重要です。

女性の身体的特性に対する職場での理解を促進し、マタニティ・ハラメントの防止に努める必要があります。

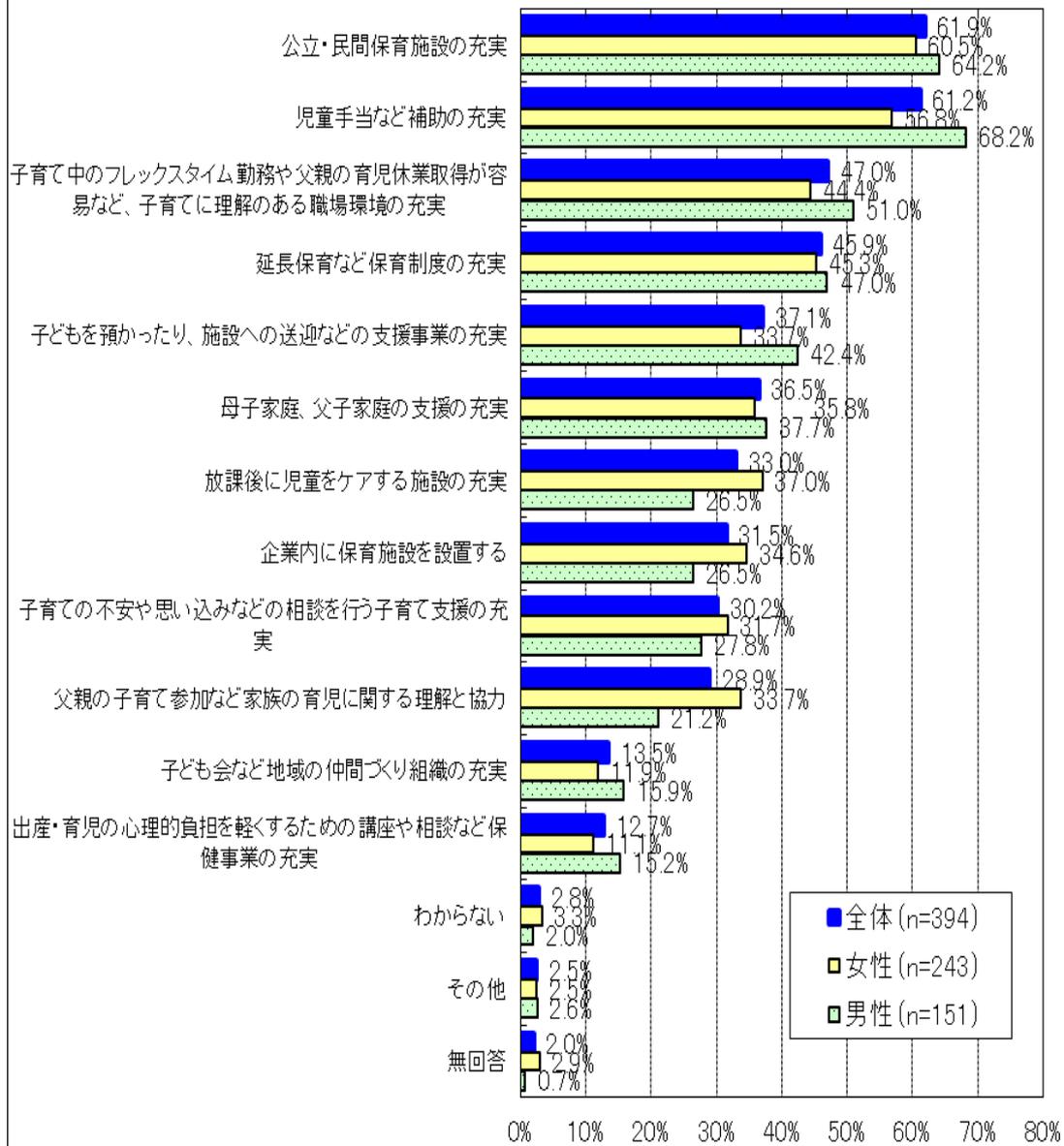
また、誰もが生き生きと暮らす社会の実現には、出生率の低下に歯止めをかけることが重要ですので、性と生殖にかかわる女性の意思の尊重と知識の向上のための施策推進が不可欠です。

<出生率の低下の要因は？> (複数回答可)



※ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より

＜安心して子どもを産み育てるために必要な政策は？＞（複数回答可）



※ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より

施策の具体的な方向

① 食育等の推進

保育園や学校での給食での食の安全の取組をはじめ、湯河原・箱根・真鶴の3町の共催による食生活改善推進員養成講座の開催や、神奈川県を主体とする「未病を治すかながわ宣言」への取組などを通して、誰もが健康に暮らすための食育を推進します。

No.	施策名	事業内容	担当
47	保育園・学校給食を通じた食育の推進	保育園・学校給食において、食の安全に向けた取組を推進するとともに、栄養バランスのとれた食事を提供し、望ましい食習慣の確立を図り、また、アレルギー疾患児などの食事に配慮します。	福祉課 学校教育課
48	湯河原町食生活改善推進員養成講座の実施	湯河原・箱根・真鶴町の3町共催で養成講座を開催します。栄養士による講義や調理実習、健康運動指導士による運動指導など、栄養の基礎から、年代別・病態別の栄養などについて学びます。修了後は、食生活改善推進員としての活動を奨励します。	保健センター
49	「未病※を治すかながわ宣言」への取組	神奈川県が中心となって取り組む「未病を治すかながわ宣言」に連携し、誰もが生き生きと健康に暮らす社会の実現に努めます。	地域政策課

※人の健康状態は、ここまでは健康、ここからは病気と明確に区分できるわけではなく、健康と病気の間で連続的に変化している状態を「未病」といいます。



「未病を治す」とは、健康で長生きするために、病気になってから治療するのではなく、普段の生活において「心身の状態を整えて、より健康な状態に近づける」ことです。

② 母子保健事業の充実

妊娠・出産・育児に関する母親の不安を軽減するため、栄養士、助産師による健康診断などを行います。また、親子関係について、親子の心の状態の観察や会話をしながら、安心できる交流の場をつくります。

No.	施策名	事業内容	担当
50	女性への健康診査などの実施	女性の定期的な健康診査の受診率は低くなっています。そこで、女性の健康保持対策として、各種の診査やがん検診を実施します。	保健センター
51	働く女性への妊娠中・出産後の配慮	女性が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりをめざすとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱い（マタニティ・ハラスメント）の防止に努めます。	保健センター
52	育児相談の実施	育児の不安の軽減を図ることを中心に、保健師・栄養士・助産師により月1回相談会を実施します。	保健センター
53	乳幼児健康診査の実施	母子保健法に基づき、乳幼児の健康やかな発育、発達を促すための一助として、健康診査を実施します。また、本町は幼児のう歯保有率が高いため、歯科検診も定期的の実施しています。	保健センター

③ 性と生殖にかかわる女性の意思の尊重と知識の向上

関係機関と連携し、思春期・更年期・高齢期における女性の健康相談などの充実を図ります。

妊娠中の生活を心身ともに健康に過ごすことができるように、出産・育児・栄養に関することなど具体的知識の普及を図り、また、育児不安などの解消・軽減を図ることにより、地域での孤立化を防ぎます。

No.	施策名	事業内容	担当
54	妊娠出産に関する自己決定権の尊重やライフスタイルの多様性への理解の推進	女性が母性に縛られることなく、また出産が女性へのプレッシャーとならないよう、妊娠出産に関する女性の自己決定権の尊重や、ライフスタイルの多様性への理解の推進を図ります。	保健センター

55	互いの違いを認め合う生き方の土壌づくりの推進	セクシュアル・マイノリティ ¹ の人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権を人権として尊重するとともに、性のあり方が中立になるよう配慮した上で施策を検討します。	地域政策課
56	女性の健康相談の充実	思春期・更年期・高齢期における女性の健康相談の充実を図るとともに、健康に対する教育事業も実施します。	保健センター
57	マタニティクラス(妊婦講座)の実施	妊娠中の生活を心身ともに健康に過ごすことができるよう、また、地域での孤立化を防ぐための研修や講座などを実施します。家族計画などについて冊子を配布し、知識の普及に努めます。	保健センター

未病を治すかながわ宣言 (2014年1月8日)

神奈川県では、健康寿命を伸ばし、高齢になっても誰もが生き生きと健康に暮らし、長生きして幸せだったという社会を実現するため、特定の疾患の予防・治療に止まらず、心身の状態を整え改善する「未病を治す」取組みを進めるにあたり、「2つの理念」と「3つの取組み」を宣言します。

「2つの理念」

- 「超高齢社会を幸せに生きるには未病を治すことが大切だ」という価値観を県民文化として育てます。
- そのため、未病を治す考え方を皆で学び、県民一人ひとりのもとより社会のあらゆる主体が協力しあって、未病を治す取組みを展開します。

「3つの取組み」

- 食：医食農同源の考え方で、バランスの良い食生活を送る取組み
- 運動：日常生活に運動やスポーツなど身体活動を取り入れる取組み
- 社会参加：人と人の出会い・ふれあい・交流を進める取組み

¹ 性的な指向や嗜好、行動や性自認などにおける少数派のこと。

施策の基本的方向Ⅳ-2 異性等からの暴力に対する総合対策の推進

現状と課題

配偶者等や交際相手からの暴力は、家庭内や親密な間柄で起こることから潜在化しやすいものですが、被害者は身体だけでなく心も傷つき以後の生活にも影響を受けることとなります。

関係機関や専門機関と連携して、これら配偶者等からの暴力に対する相談窓口の充実と緊急時における被害者の一時保護と自立支援体制を確立し、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。

また児童に対する虐待についても、学校をはじめ関係機関との連携を強化し、虐待の防止や早期発見につなげる取組を行います。

<町民アンケートの結果>

○個人アンケート

職場・地域・学校などでのセクシュアル・ハラスメントについては、「容姿について傷つくことを言われた」をはじめとする言葉による暴力を経験したとの回答が決して少なくありません。

特に女性に関し、「不必要に身体をさわられたりした」や「お酒の場でお酌やデュエットを強要された」との回答もあります。

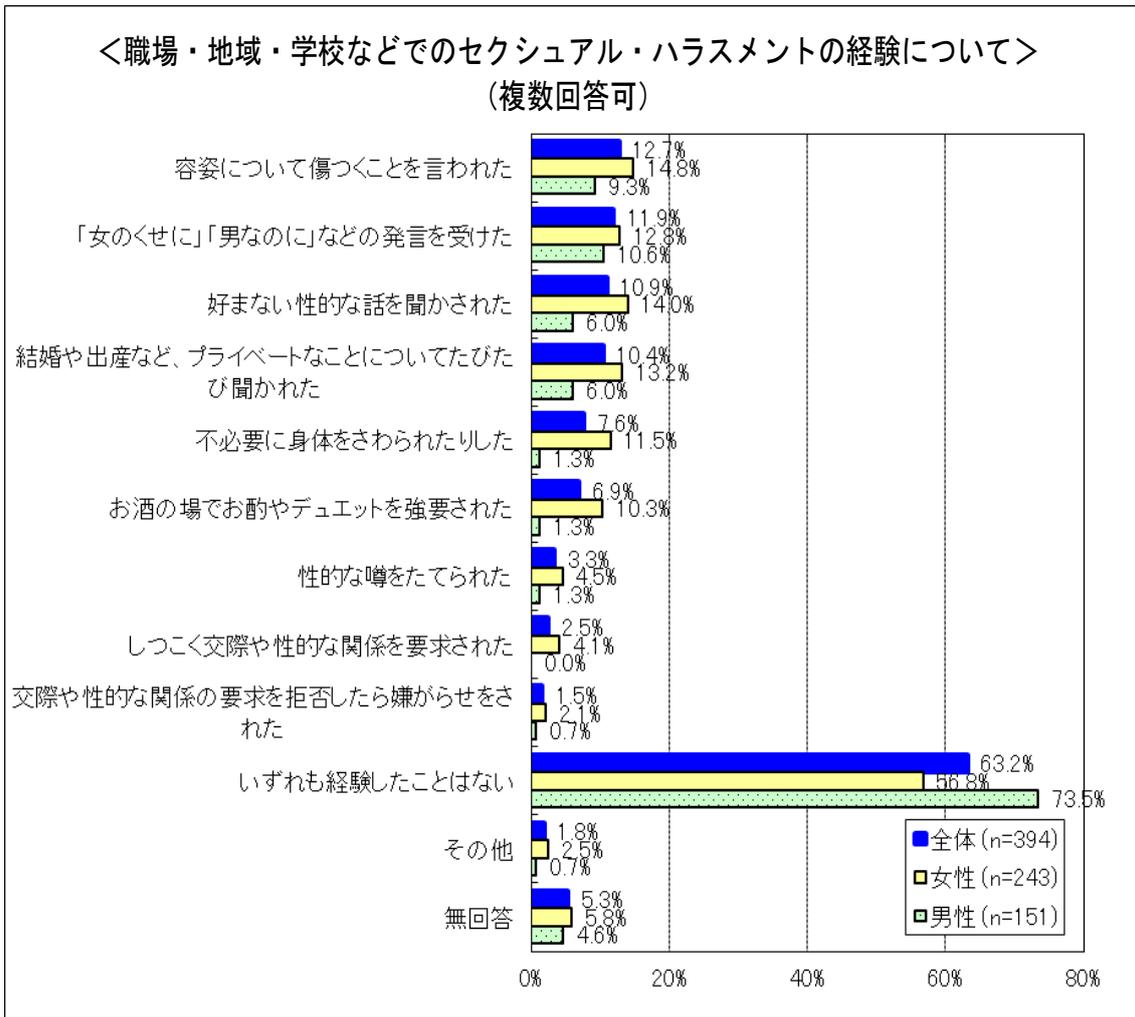
また異性からの暴力を受けた相手としては「配偶者」が全体の約4割程度と最も多く、次いで「交際相手」という順でした。

これらの暴力についての相談について「誰にも相談しなかった」と回答した方の理由としては、「相談するほどではないと思った」や「自分だけ我慢すればすむと思った」などの回答が上位を占めました。

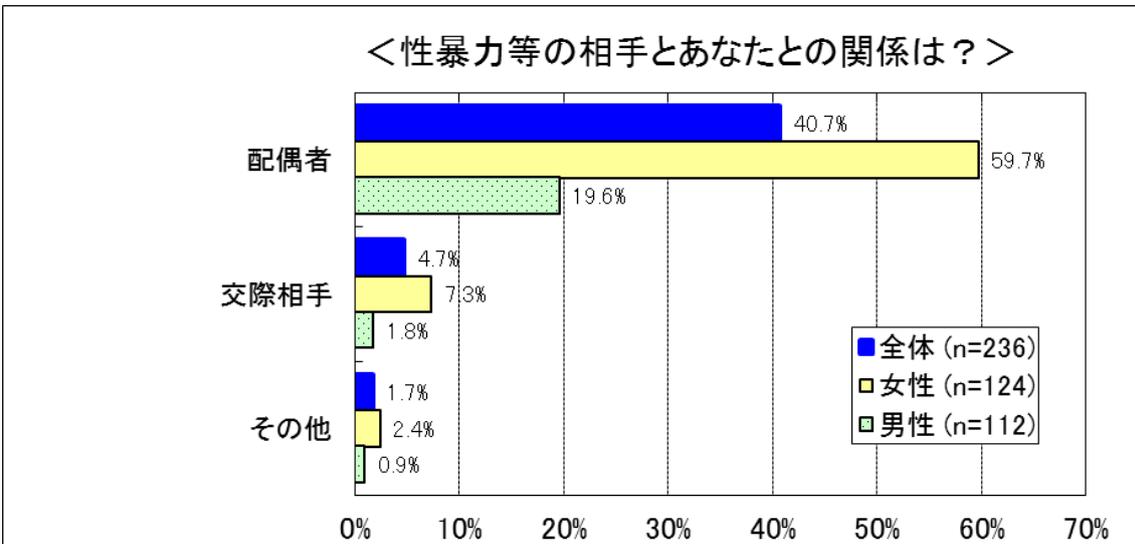
<考察>

アンケートの結果から、セクシュアル・ハラスメントや異性等からの暴力被害が決して少ないものではなく、また誰にも相談されない場合が多いため、表面化しにくいケースが多いのではないかと考えられます。

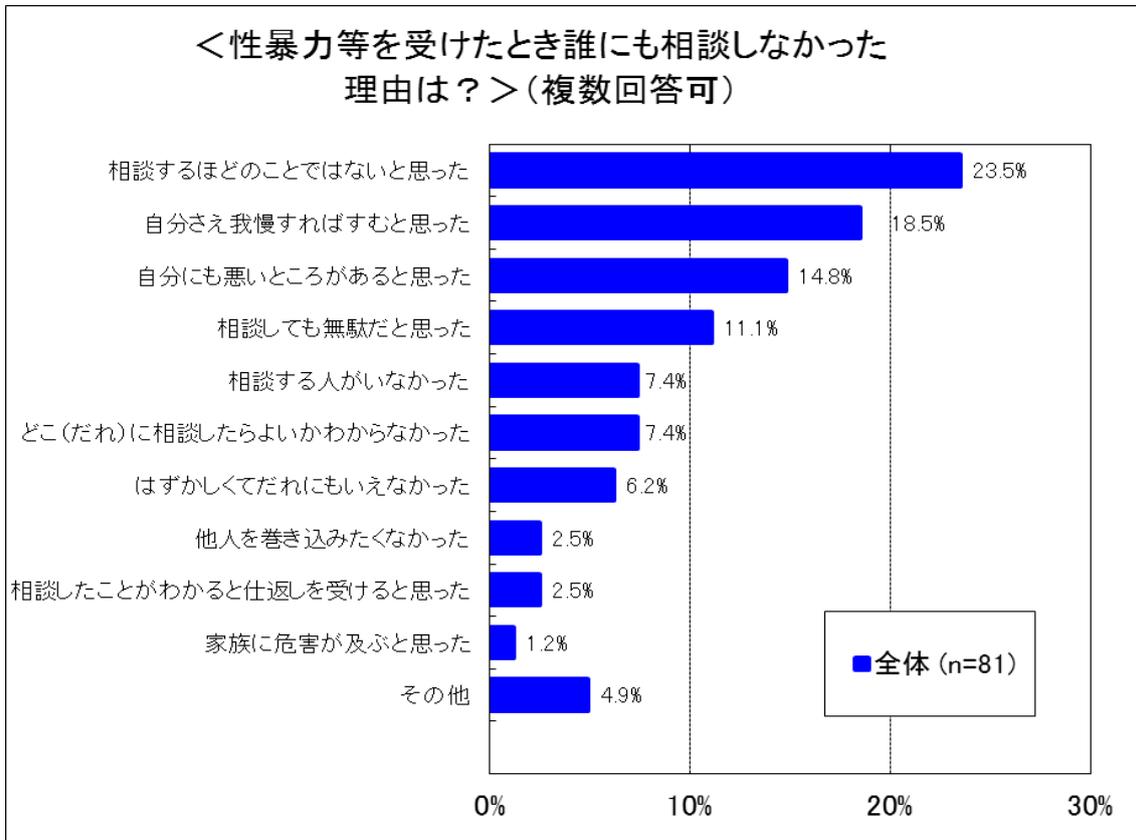
これらの性差別や暴力を未然に防ぐためには、特に若い世代を対象とする各種制度の啓発とともに、被害者へのカウンセリング、相談機関の充実と支援を行っていくとともに、各関係機関などとの連携を図りながら、さまざまな取組を行っていく必要があります。



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より

施策の具体的方向

- ① 配偶者などによる暴力被害者からの相談・一時保護体制の充実強化
 県や関係機関と連携しながら、配偶者などからの暴力被害者への相談や保護、自立に向けた支援の充実を図ります。

No.	施策名	事業内容	担当
58	DV相談窓口の充実	配偶者などからの暴力の被害者相談窓口として、関係機関と連携をとり相談体制を構築します。 関係機関からの被害者支援に関する情報などを周知します。	地域政策課
59	関係機関との連携体制の確立	窓口での相談内容に応じ、神奈川県や警察など関係機関との連携体制を確立します。	地域政策課

60	緊急一時保護体制の充実	暴力による被害女性の救済に備え、民間活動団体と協定し緊急時に備えます。	地域政策課
----	-------------	-------------------------------------	-------

② 児童に対する虐待防止対策の推進

児童虐待はDVとの関連が深いことから、関係機関との連携を図り、適切な対応に努めます。

No.	施策名	事業内容	担当
61	学校と教育委員会との連携強化	学校内における児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、学校と教育委員会が一体となって取り組みます。	学校教育課
62	警察などとの連携、地域安全集会の実施	登下校時などの性犯罪など、子どもが被害者となる性暴力を防止するため、警察などと連携し、地域安全情報を家庭、PTAなどへ積極的に提供するなど、安全・安心なまちづくりに取り組みます。	学校教育課 地域政策課
63	家庭と地域との連携強化	児童虐待は性別役割分担を背景として、男性の育児への不参加やDVとも深くかかわっていることから、家庭内の問題に留めることなく、地域と連携して、予防と発見のための相談機能の充実や啓発などに取り組みます。	地域政策課 福祉課 保健センター 学校教育課
64	子どもへの暴力防止プログラムなどによる講習会などの実施	暴力の犠牲になることを防止するための適切な力を子ども自身が身につけられるよう、児童・生徒や保護者、教育関係者を対象に講習会などを実施します。	学校教育課
65	児童相談の充実	児童虐待の未然防止、再発防止対策を確立するため、関係機関と連携をとりながら児童相談を充実させます。また、青少年相談室との連携により、子どもの自立に至るまで、それぞれの生活に応じた切れ目のない支援を行います。	福祉課 保健センター 学校教育課 社会教育課

③ 異性等からの暴力の予防と根絶に関する啓発の促進

あらゆる暴力の予防と根絶に向けて、特に若い世代を中心としてDV やデートDV、ストーカー被害に関する啓発、情報提供を図ります。

No.	施策名	事業内容	担当
66	配偶者や交際相手などからの暴力防止に向けた啓発の促進	国や県、関係機関などが作成する暴力防止啓発のための冊子・リーフレット等について、窓口や講演会などイベント時における積極的な配布を図ります。	地域政策課
67	デート DV 防止のための啓発の促進	初めは気付きにくいデートDVの防止や被害者対策について、機会をとらえた情報提供に努めます。	地域政策課
68	性犯罪やストーカー被害対策の啓発促進	性犯罪やストーカー行為など、異性等からの暴力の抑止と被害者の支援対策について、関係機関と協力し啓発に取り組みます。	地域政策課

基本的課題V

男女共同参画社会のまちづくり

男女共同参画社会の実現には、誰もが安心して暮らせる地域づくりが必要です。

高齢化社会が進行する中、高齢者や障がいのある人をはじめ、ひとり親家庭や要介護者のいる家庭などに対する支援の充実に努めます。

また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男性が家事や育児、介護などに積極的に参加するための啓発や学習機会の提供に努めるとともに、定年退職等により活躍の場を失った男性が、個性と能力を發揮して新たな活動に参画していけるよう、地域における男女共同参画のまちづくりを推進していきます。



施策の基本的方向 V-1 育児・介護の支援

現状と課題

子育てや介護等において、性別による固定的な役割分担意識が残っており、依然として女性への負担が高い傾向にあります。

女性の社会参画を進めるうえで、誰もが安心して子どもを産み育て、家族として責任を果たせるよう、仕事と家事、育児や介護などとの両立を支援する取組を行います。

<町民アンケートの結果>

○個人アンケート

育児や介護の役割についての考えとして、育児、介護ともに「男性・女性の両方ですべき」という回答が最も多くなりました。

一方で、育児においては「主に女性がすべき」の回答が約 3 割にのぼったほか、育児・介護とも「主に男性がすべき」という回答は極めて少ない結果となりました。

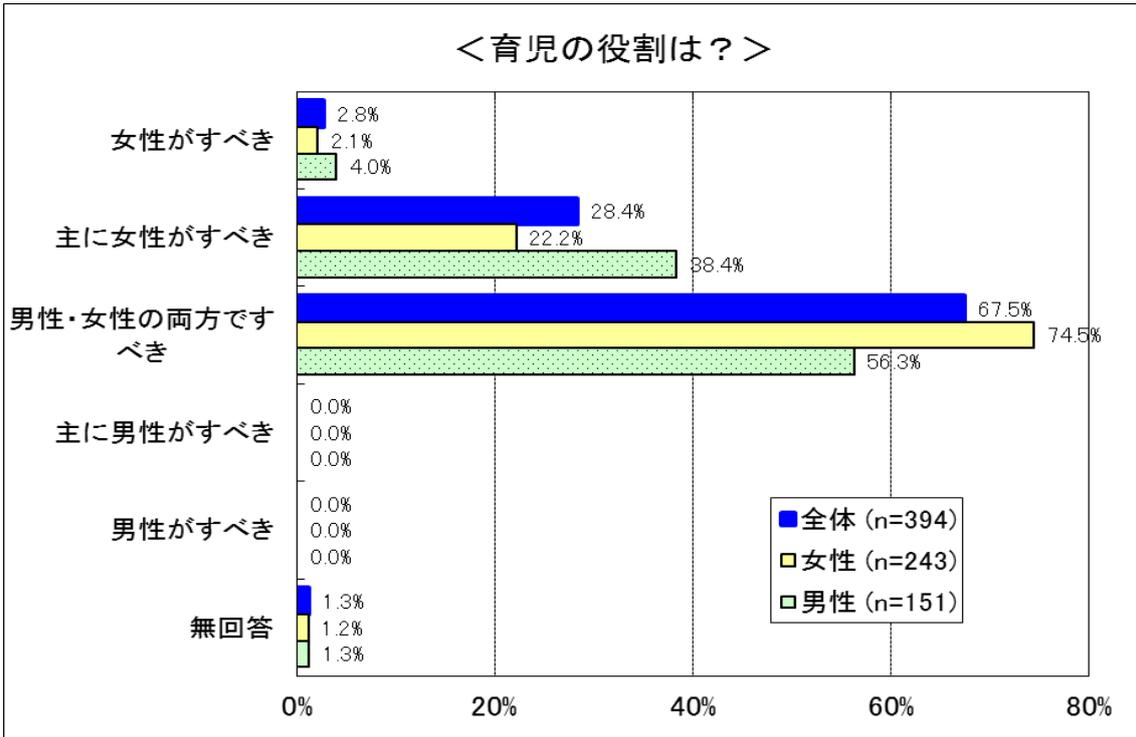
また、家族における高齢者介護の負担を軽くするために必要なこととしては、「デイケアやショートステイなど一時的に預かってくれるサービス」の回答が最も多く、次いで「介護している人への経済的援助」、「公的施設の老人ホームやグループホームの充実」の順でした。

<考察>

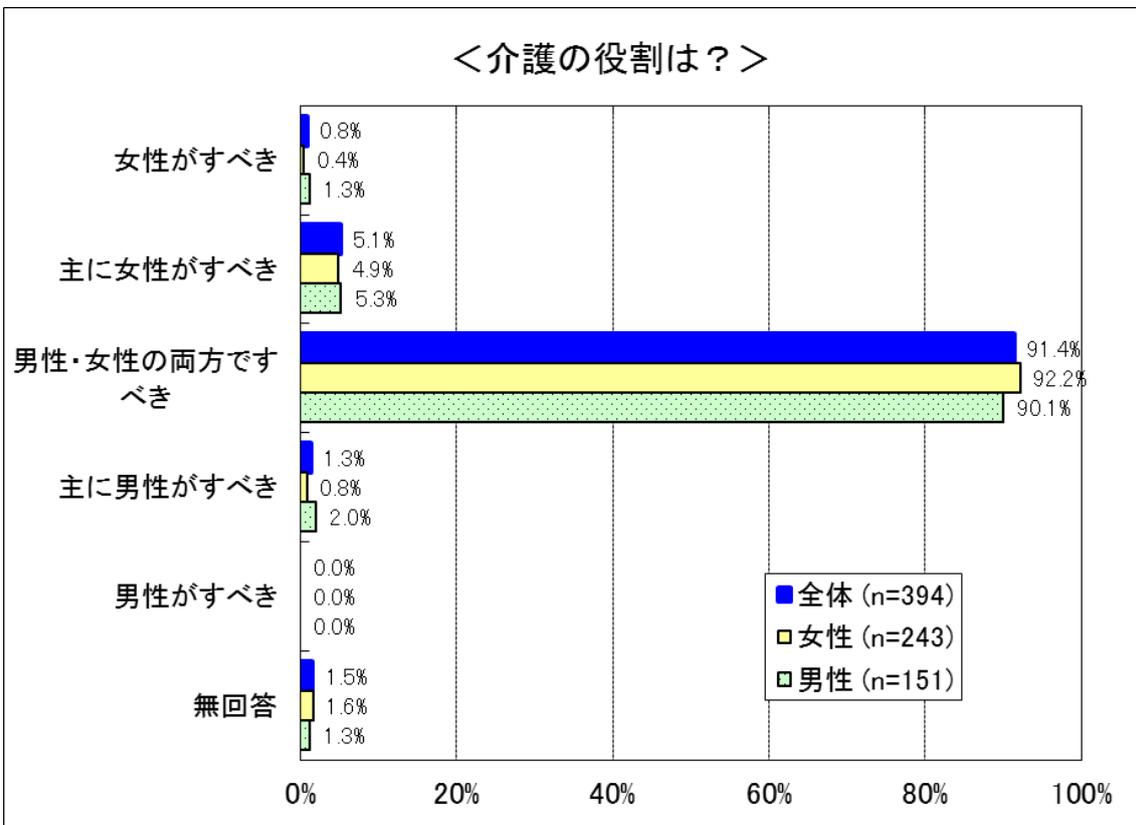
アンケートの結果から、家族での育児や介護などの役割について、男女が共同ですべきとの意識は高くなっていますが、固定的な役割分担意識も残っていることがうかがえます。

また、介護に関する家族の負担軽減のために必要なこととして、様々な介護施設の充実とともに、制度や相談窓口の整備、経済的な支援などがあがっています。

育児や介護の負担を軽減し、誰もが安心して社会に参画できるよう、行政と民間が連携し、長期的な視野に立った制度や施設整備のあり方を検討することが不可欠です。

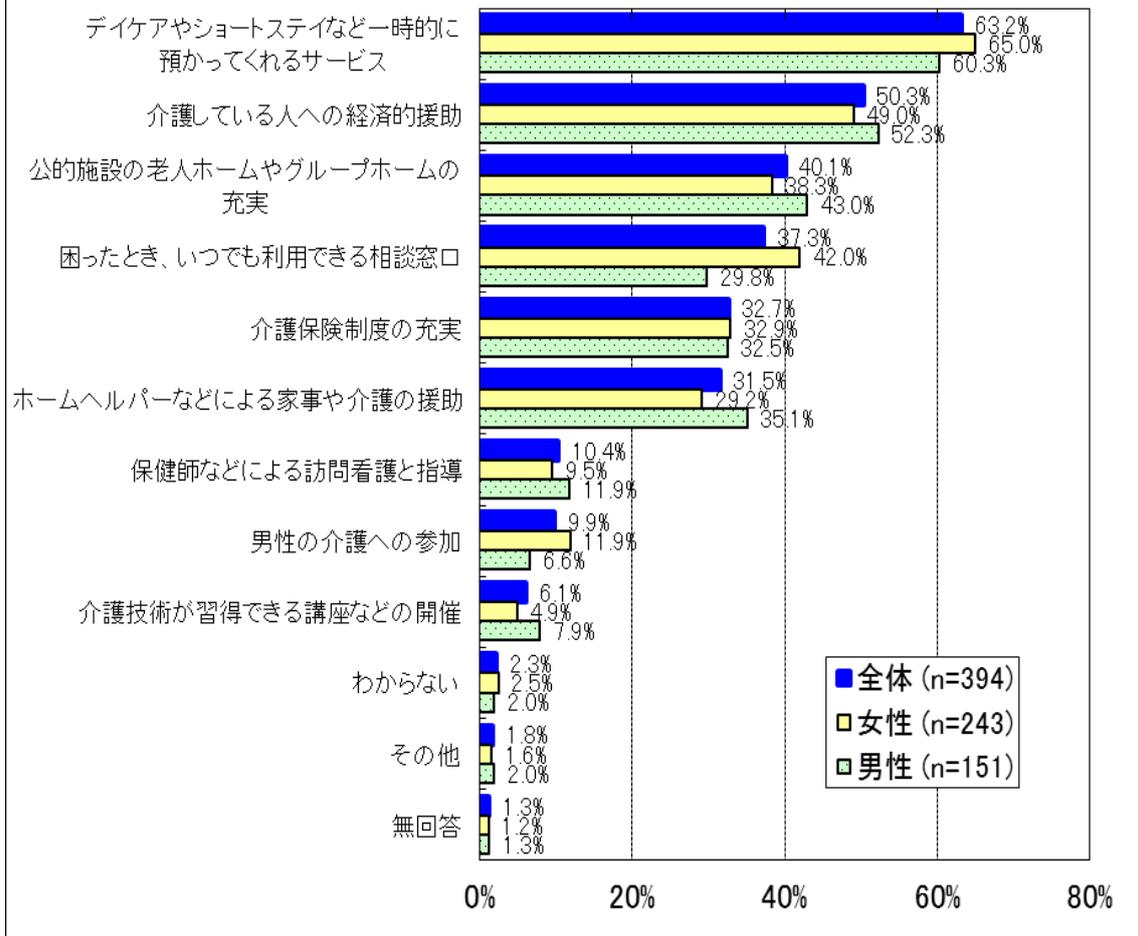


※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より

＜高齢者介護の負担を軽くするために
必要なことは？＞（複数回答可）



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より

施策の具体的方向

① 延長保育・学童保育などの充実

地域や住民と協働し、子どもの健やかな成長に向けて、安心して子育てができる環境を整備していきます。

No.	施策名	事業内容	担当
69	乳幼児の一時保育	子育て中の親が安心して講座などに参加できるように、受講者の乳幼児を一時保育します。	社会教育課
70	放課後児童の健全育成事業	共働きの家庭など留守家庭の小学校1年生から3年生の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活を通して、その健全な育成を図ります。	社会教育課
71	幼稚園の子育て支援事業	母親の就労や病院への通院の用事がある時に、母親が安心して仕事や社会活動ができるように、子育て支援の一環として、預かり保育を実施します。	学校教育課
72	保育内容の充実	0歳児からの乳児保育を実施するとともに、パートタイム就労など女性の就労形態の多様化に伴う延長的な保育や保護者の傷病などによる緊急時などの保育の需要に対応するため、一時保育事業を実施します。	福祉課
73	子育て支援につながる公共施設の整備	子どもたちを安心して遊ばせることができる公園などの整備や、公共施設における保育室、ベビーベッドなどの設置に努めます。	都市計画課 庶務課

② ひとり親家庭への支援の充実

子育ての経済的不安の解消を図り、社会的自立の推進を支援します。

No.	施策名	事業内容	担当
74	ひとり親家庭医療費助成の実施	町内在住の母子・父子家庭などの児童が、保険取扱機関でかかった医療費の自己負担分を助成し、子育て支援をします。	福祉課
75	母子家庭自立支援事業	母子家庭の母親の自立を支援するとともに、児童扶養手当を支給し児童の福祉の増進を図ります。	福祉課

③ 介護負担の軽減のための福祉サービスの充実

高齢化社会が到来し介護への負担が高まっています。特に、女性に負担が偏ることが懸念されています。そこで、介護にかかわる不安の解消や負担を軽減していくため、介護保険制度の円滑な運営や多様な福祉サービスの充実など、地域全体で介護支援に努めます。

No.	施策名	事業内容	担当
76	ヘルパー受講支援事業	ホームヘルパー2級を受講する町内在住在勤者を対象に、受講料の一部を助成し、在宅介護サービスの充実を図ります。	介護課
77	高齢者世帯などへの一般廃棄物戸別収集運搬事業	町の指定する集積所まで、一般廃棄物を自力搬出することが著しく困難な高齢者世帯などに対し、戸別収集運搬を実施します。	環境課
78	介護予防教室の開催	基本健康診査の受診結果などから、要支援・要介護になるおそれがある方（特定高齢者）を対象に介護予防教室を開催します。	介護課

施策の基本的方向V-2 高齢者・障がい者に対する支援

現状と課題

高齢者や障がい者などが、安心して自立した日常生活を送れるよう、地域ぐるみで支えていくための環境整備を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる共同参画社会の実現を目指します。

施策の具体的方向

① 高齢者の社会参画に対する支援

高齢者が健康で充実した生活を送ることができ、住み慣れた地域で安心して生活ができる社会の実現を進めていきます。

No.	施策名	事業内容	担当
79	都市公園などのバリアフリー化の推進	高齢者・障がい者に対する支援として、都市公園などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、利用者の利便性の向上を図ります。	都市計画課
80	グループリビング運営事業	高齢者の閉じこもり予防のため、介護保険のサービスを利用していない高齢者を対象に、地域で交流する機会などを提供し、社会参画活動を推進します。	介護課
81	老人クラブへの支援	高齢者自身のネットワークづくりを支援することで、社会参画活動を推進します。	介護課
82	シルバー人材センターへの支援	健康で働く意欲のある高齢者の知識や経験を生かし、働くことを通じて生きがいを見出すことや、地域社会への貢献を支援し、社会参画活動を推進します。	介護課

② 障がい者に対する自立支援

障がい者自立支援法による、「施設から地域へ」、「保護から自立へ」の実現に向けた支援を進めていきます。

No.	施策名	事業内容	担当
83	障がい者自立支援給付事業・地域生活支援事業	障がい者が地域で自立した生活を送り、積極的に社会へ参加することができるよう、障がい者の特性や程度・年齢に応じて、その生活を支えるための支援をします。	福祉課
84	外国籍町民などへの福祉給付金助成事業	公的年金を受給することができない外国籍の町民のうち高齢者・障がい者などに福祉的給付を行います。	福祉課
85	たんぽぽ作業所への支援	町内在住の障がいがある方に、創作・生産活動の提供や社会参加の推進、相談支援など総合的支援を行います。	福祉課

施策の基本的方向V-3 男性が参画するまちづくりの推進

現状と課題

社会情勢の変化などから、家族構成、男女の価値観や生活様式も多様化していますが、家事・育児・介護などへの固定的な性別役割分担意識による女性負担は依然として高い傾向にあります。

また定年退職等により活躍の場を失った男性などが、社会で新たな活躍をするきっかけをつかめず、閉じこもりがちになる場合が多くみられます。

男女共同参画社会の実現のために、男性の意識改善により家事などへの参加を促進し、社会への積極的な参加の機会づくりを進めます。

<町民アンケートの結果>

○個人アンケート

男性が家事・育児・介護を積極的に行っていくために必要なこととして多かった回答は、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」「男性が育児時間、育児休暇、介護休暇などが取得できる職場環境にする」でした。

地域活動やボランティア活動に男性の参加をすすめるために必要なことについては、「活動を呼びかける啓発」と「労働時間の短縮や休暇制度の普及により自由時間をつくる」の2つが上位となりました。

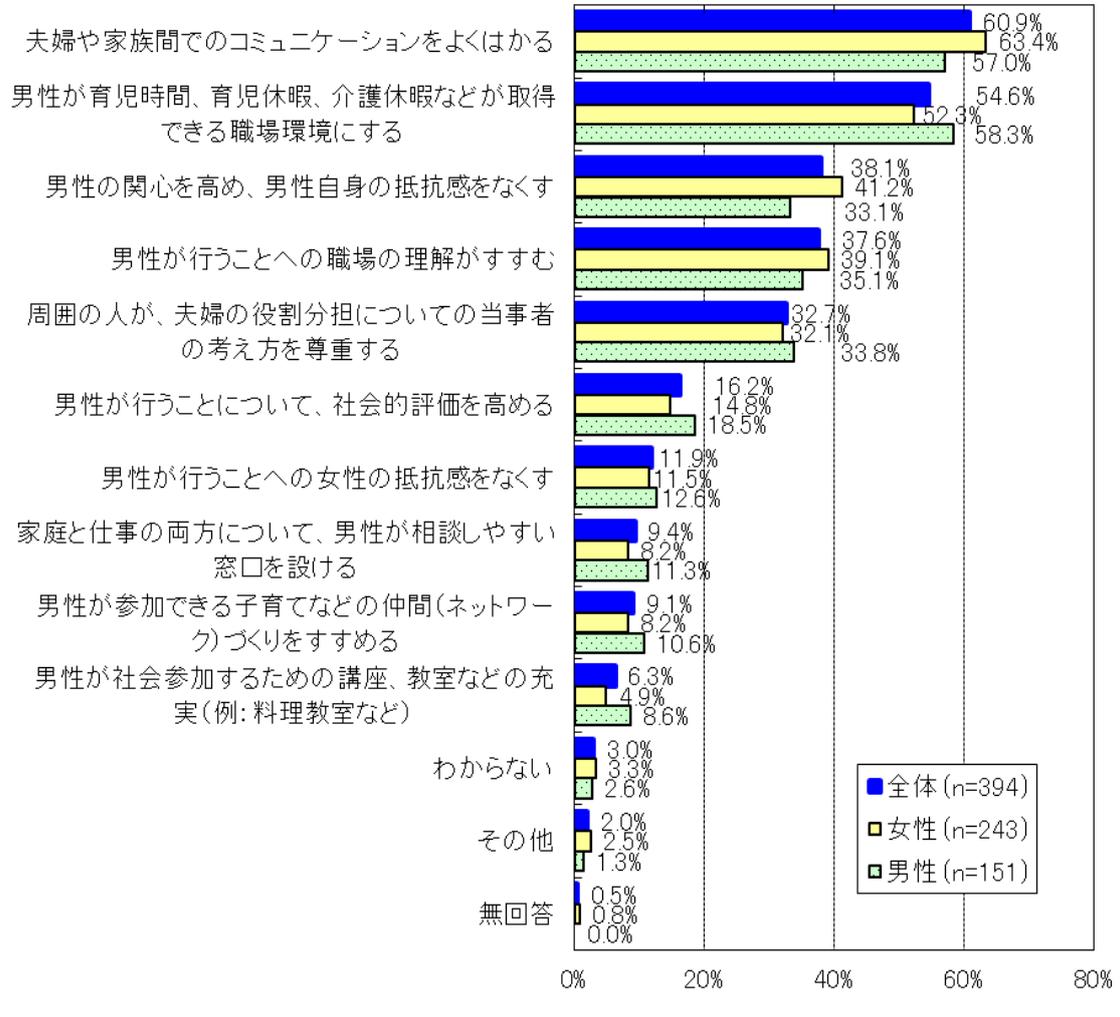
また定年等で退職した男性が地域社会への参画を目指すために必要なこととしては、「シルバー人材センターなど有償での軽作業への参加」や、「趣味、特技を生かしたサークル活動への参加」の回答が多数でした。

<考察>

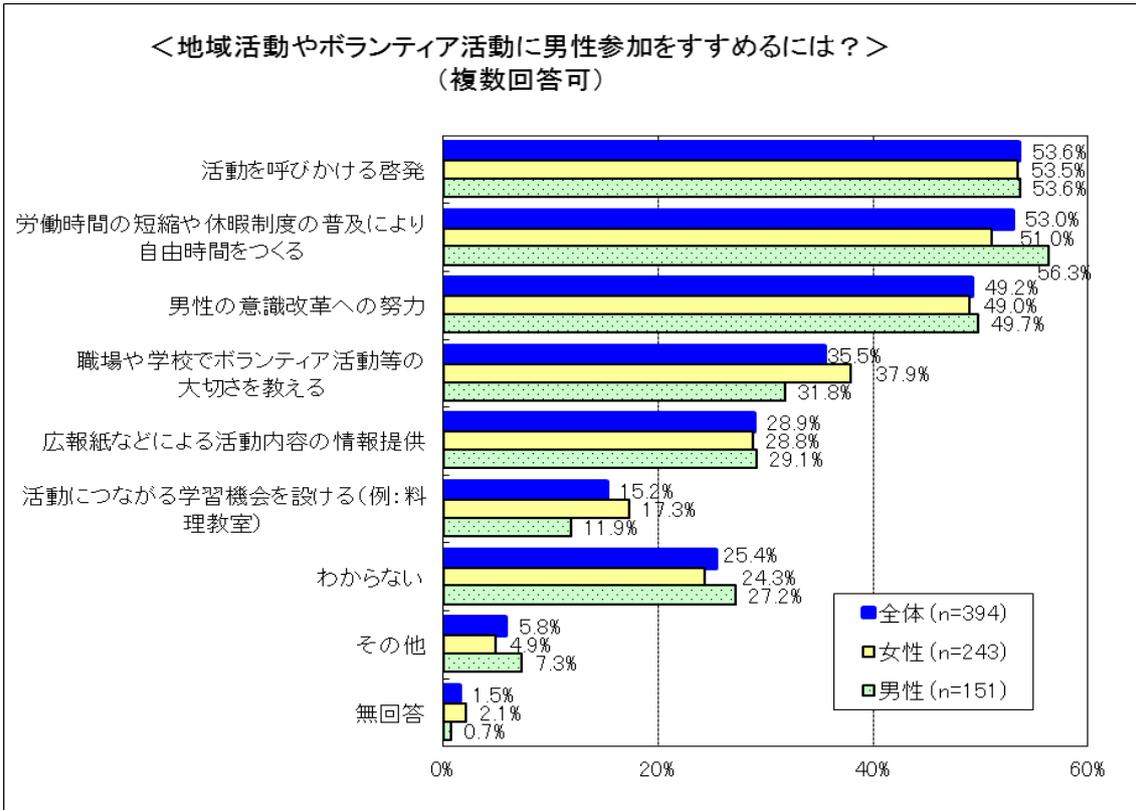
アンケートの結果から、男性が家庭での家事や育児、介護を行うためには、職場等での制度や環境づくりに加え、家族内でのコミュニケーションが重要と考えられるため、男性の家事等への参加に関する啓発、学習の場づくりが必要です。

また、特に定年等により退職した男性の新たな社会参画の場として、また趣味や特技を生かした仲間づくりの機会としても、ボランティアなど地域活動へのより一層の参加促進をすすめることが大切です。

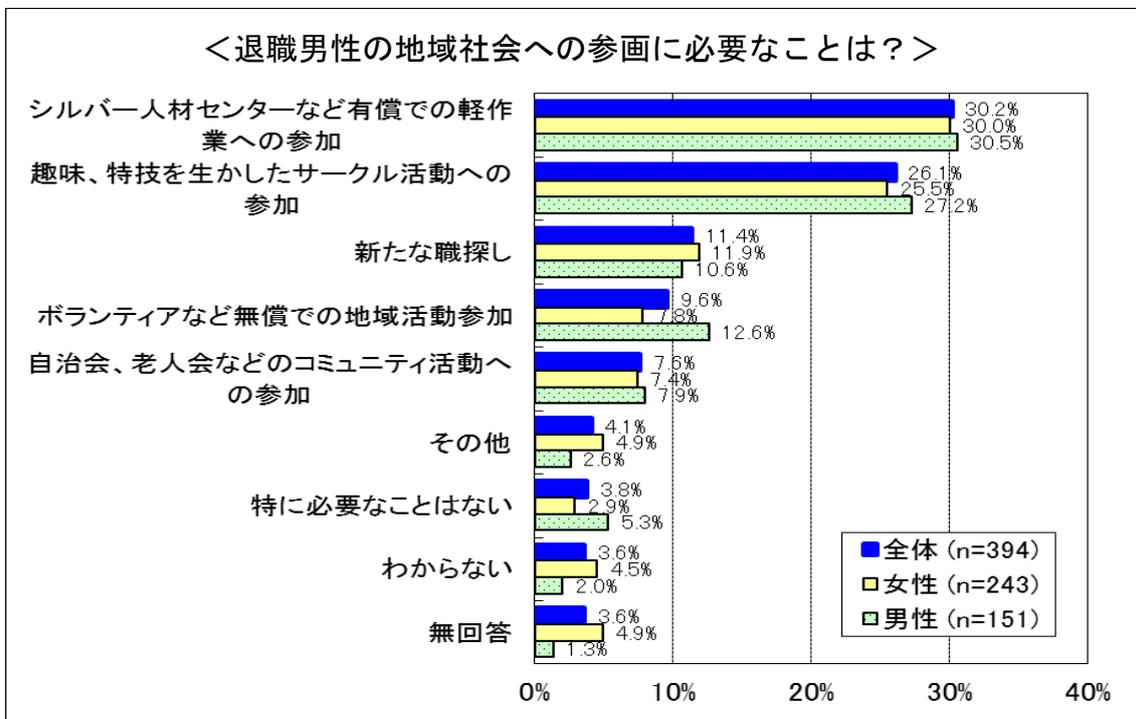
＜男性が家事、育児、介護を積極的に行っていくには？＞
 (複数回答可)



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より

施策の具体的な方向

① 男性の家庭・地域活動などへの参画の推進

No.	施策名	事業内容	担当
86	男性の家事・育児・介護などに関する啓発と学習機会の提供	男性の家庭生活への参画を推進するための啓発を推進し、家事・育児・介護などについての学習機会を提供します。	地域政策課 社会教育課
87	ボランティア育成講座	ボランティアの育成を行う講座を開催し、男性の積極的な社会参加を促します。	地域政策課
88	男の料理教室等開催事業	男性の料理教室などの開催により、家庭での家事への参加や、趣味探しの機会を提供し社会への参加を支援します。	保健センター

「イクメン」・「イクボス」

社会情勢の変化や、男女共同参画についての意識改革の浸透に伴い、「イクメン」（育児をする男性）という言葉が一般的になりつつあります。

ただし、子育てに積極的に関わりたくても、育児休業等の制度を活用しにくかったり、周囲の人が残っていると退社しにくい雰囲気があると感じている人もいます。

そこで、「イクボス」が新たなキーワードとして注目されています。これは職場の「事業主・上司」にも意識改革を働きかけることで、男性従業員の育児参加に理解を示す「イクボス」づくりをすすめる取組です。

単なる流行語に終わることなく、広く世の中に男性の育児参加や働き方の見直しの意義が浸透し、実際の意識や行動にも影響が生じてくることが期待されます。

施策の基本的方向V-4 意識啓発の推進

現状と課題

男女の人権が尊重され、少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現していくためには、男女共同参画社会の形成が大きな課題となっています。男女共同参画の理念についての正しい理解を進めていくため、県や関係機関などと連携し、情報提供や意識啓発の取組を充実していきます。

<町民アンケートの結果>

○個人アンケート

今後男女があらゆる分野で平等になるために重要なことについては、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりなどを改める」の回答が最も多く、次いで「法律や制度のうえでの見直しを行い、男女差別につながるものを改める」、「男女ともに経済力をつけたり、知識・技術を習得するなどの向上を図る」の順でした。

また男女共同参画社会の実現のために行政に望むことについては、「育児や介護に関するサービスの充実」という回答が最も多いほか、「男女の人権を尊重する学習の充実」や「法律や制度の見直しによる女性の不利益の改善」を望む回答が多く寄せられました。

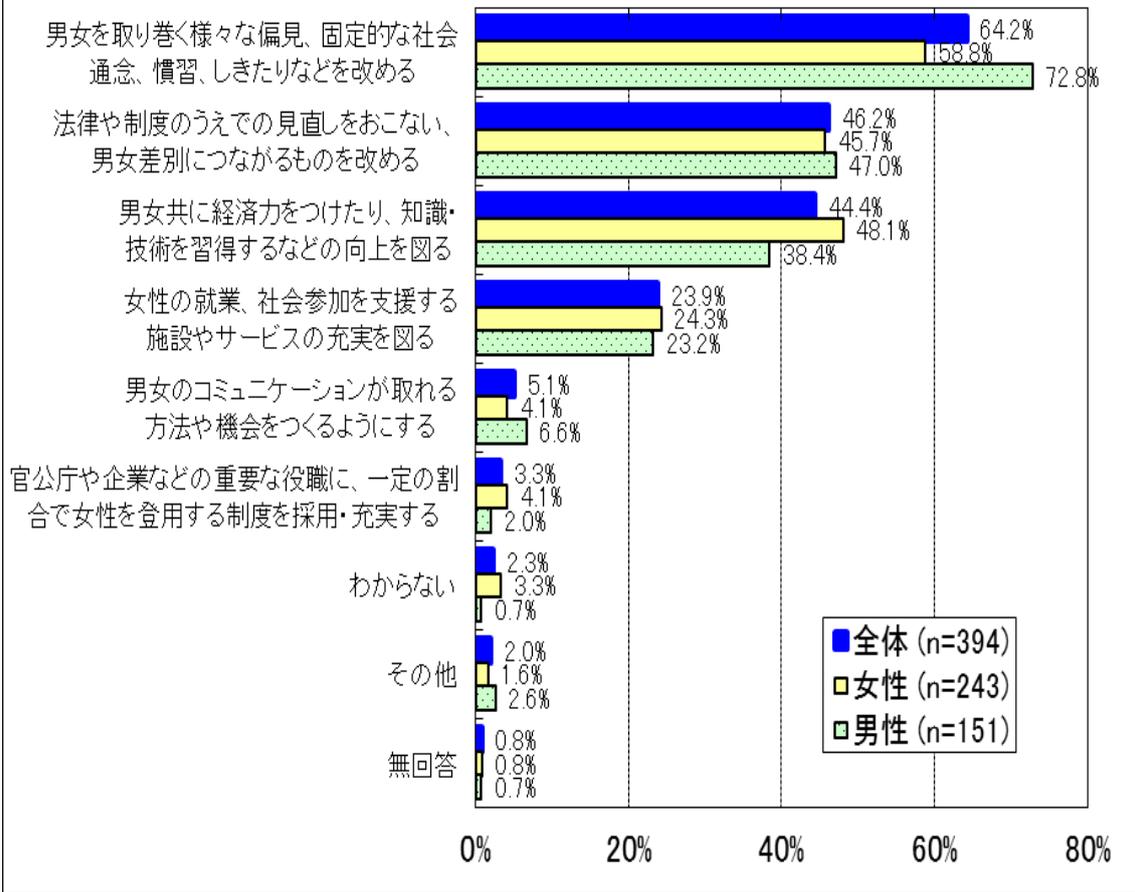
<考察>

アンケートの結果から、男女平等のためには、法律や制度の見直しとともに、職場や家庭での固定的な性差別の慣習を解消するための取組の充実が望まれています。

また男女共同参画社会を実現するために、育児や介護に関するサービスの充実のほか、企業等へ向けた啓発促進を図ります。

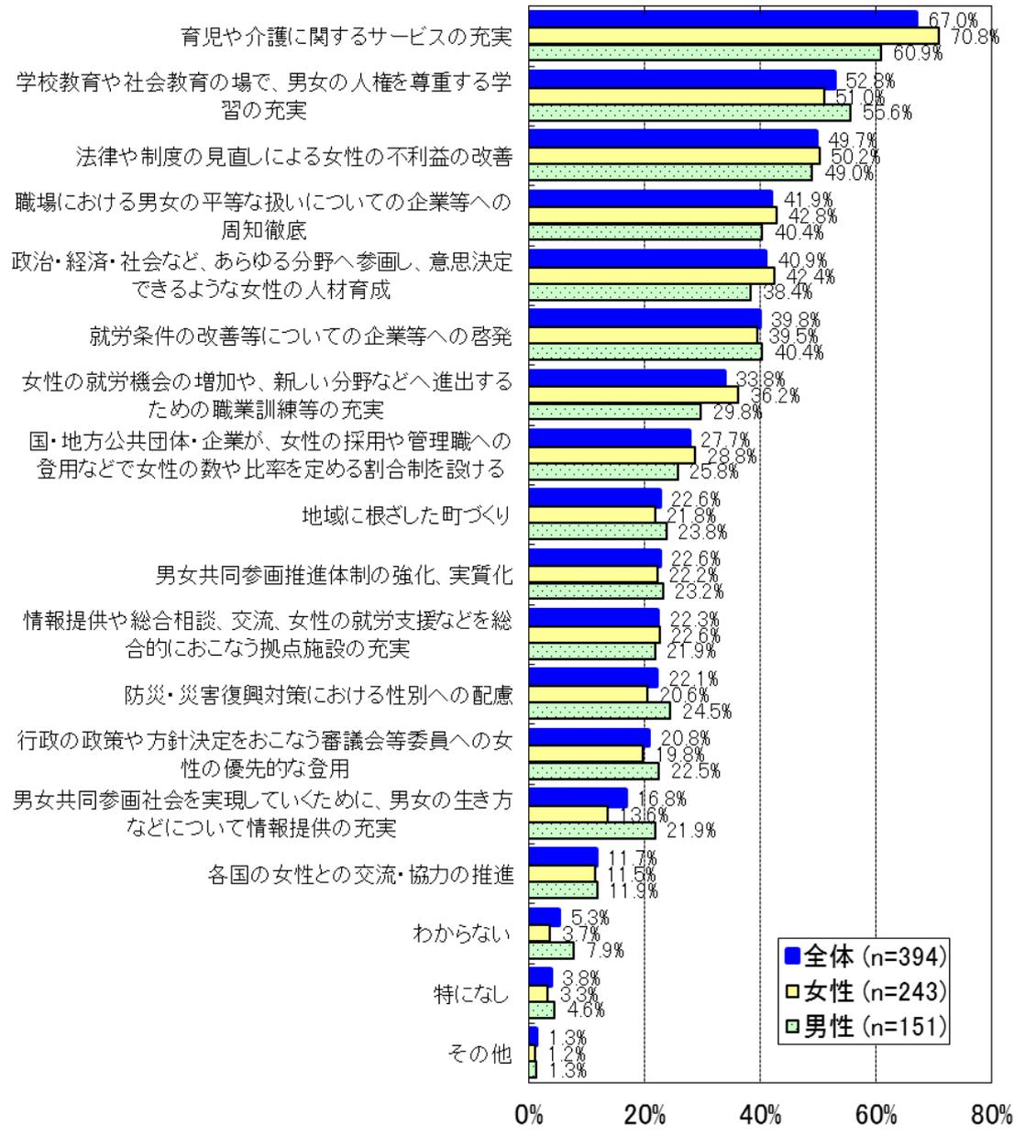
また男女があらゆる分野へ参画できるような学習機会と、各種情報の収集・提供が必要です。

＜男女平等のために最も重要なことは？＞（複数回答可）



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より

＜男女共同参画社会の実現に必要な施策は？＞ (複数回答可)



※「ゆがわら男女共同参画プラン」改訂のための町民アンケート調査（H26年11月）より

施策の具体的な方向

① 男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが性別にかかわらず、互いの個性や意思を尊重する意識づくりが重要です。そのため、さまざまな機会を通して男女共同参画を進めるための啓発活動を行います。

No.	施策名	事業内容	担当
89	性別による固定的な役割分担意識の解消の推進	性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習やしきたりを解消するための啓発を行います。	地域政策課
90	男女共同参画に関する講演会・講座などの開催	各種講演会・講座などの開催を通じて、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	地域政策課
91	広報・啓発活動の推進	「広報ゆがわら」への情報の掲載や、ホームページなどを通じて男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	地域政策課 秘書広報室

基本的課題Ⅵ

推進体制・進行管理の充実

男女共同参画社会の実現を目指すためには、さまざまな課題について目標を明確にした計画を定め、行政と住民が協働して施策の推進を図る必要があります。

また、各施策を効果的に実施するためには、「男女共同参画懇話会」や「男女共同参画推進本部」を核とした推進体制を確立し、計画の進行状況を把握することが重要です。

国や県をはじめ関係機関からの情報収集に努め、計画の実施状況を定期的に把握し、社会情勢や法制度の改正にあわせた進行管理の充実を図ります。

また国際化社会の進展に対応できるよう、国際的な視点に立った取組も推進します。



施策の基本的方向VI-1 推進体制の充実

現状と課題

本計画の推進に当たっては、行政はもとより、家庭・地域・事業所などが計画の主旨や目標を理解し、連携を図ることが重要です。

住民の代表を含めた「男女共同参画懇話会」や、町職員による「男女共同参画推進本部」を開催し、プランの実施や見直しなどを検討します。

また意識調査の実施をはじめ、各種の調査・研究によりプランの円滑な推進を図るとともに、プラン実施計画のローリング調査による進行管理を行います。

さらに、将来をになう世代が国際的な視野をもって男女共同社会へ参画できるよう、国際理解の促進について取り組んでいきます。

施策の具体的な方向

① 町民との協働による計画の策定

本計画は男女共同参画社会の実現を目指し、行政と町民が一体となって取り組むための指標です。そのため、学識経験者や町民の代表者による「湯河原町男女共同参画懇話会」を設置し、計画の推進に当たります。また、町内の各種活動団体と連携し、事業を進めていきます。

No.	施策名	事業内容	担当
92	町民参画の推進	行政と町民および関係団体や事業所との連携を図るため、「男女共同参画懇話会」を設置し、町民との協働により男女共同参画プランの検討や実施を推進します。	地域政策課
93	庁内推進体制の整備	副町長を委員長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁体制で計画を推進していきます。	地域政策課
94	男女共同参画に関する意識調査の実施	町民の皆さんの意見を幅広く施策に反映させるため、定期的に男女共同参画に関する意識調査を実施します。	地域政策課

② 行政職員（町職員）の研修機会などの充実

職員一人ひとりが男女平等の理解と意識を深めるため、意識啓発研修を実施します。

No.	施策名	事業内容	担当
95	職員研修の充実	基礎的、専門的知識や技術の習得など、男女の区別なく職員の人材育成を図るための研修を充実させます。	庶務課
96	調査・研究の実施	国・県や関係機関が開催する会議や説明会等に参加し、定期的な情報交換や共通課題についての研究を行います。	地域政策課

施策の基本的方向VI-2 推進状況の把握

現状と課題

男女共同参画社会の実現を目指していくためには、計画的に施策の推進を図る必要があります。また、その実施を効果あるものにするために、全庁的な推進組織である「男女共同参画推進本部」を効果的に運営するとともに、進行状況を把握していきます。

施策の具体的方向

① 計画の年次報告書作成・フォローアップなどの実施および情報提供

計画の進行管理は、男女共同参画推進本部が行うこととし、各具体的施策の推進を図るとともに、本計画に関連する事業の実施状況および男女共同参画に関連の深い各種統計や調査の数値を指標として活用し、男女共同参画の進捗状況を把握します。

No.	施策名	事業内容	担当
97	計画の進行管理	毎年度、町の男女共同参画への取組や進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、男女共同参画懇話会に報告するとともに、町民に情報提供します。	地域政策課

施策の基本的方向VI-3 国際的な視点に立った取組の推進

現状と課題

我が国の男女共同参画社会の形成の取組は、国際連合をはじめとする国際社会における取組と密接な関係を持って行われてきました。

また「男女共同参画社会基本法」は、「国際的協調」（第7条）を男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとしています。

将来をになう若い世代のため、国際的な視野に立った男女共同参画の実現を目指します。

施策の具体的な方向

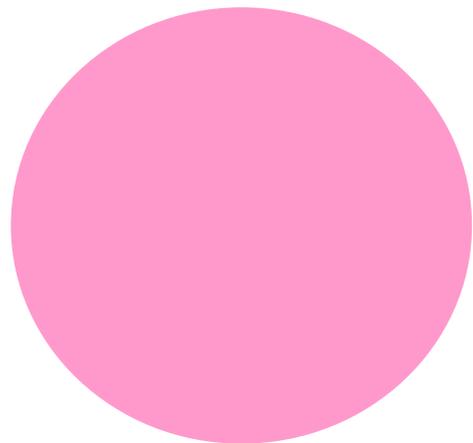
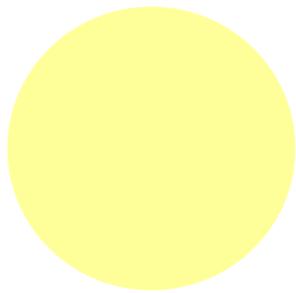
① 国際交流事業の推進

湯河原町は、オーストラリア・ポートスティーブンス市、韓国・忠州市の2か国（2都市）と姉妹都市提携を結んでいます。これらを含めた世界各国の都市との交流をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けた取組の成果や経験を学び合います。

また、町民の異文化理解と国際感覚を養うための学習機会を提供し、国際理解の推進を図ります。

No.	施策名	事業内容	担当
98	外国人児童・生徒の日本語指導	すべての人々が平等に暮らす社会の実現のため、日本語の不自由な外国籍児童および生徒に、日本語の教科指導および国際理解教育を行います。	学校教育課
99	外国籍住民等が安心して生活できる環境の整備促進及び国際交流の推進	外国籍住民等が安心して生活できる環境整備のため、各種資料や案内板への外国語併記をはじめ、国際交流の推進による各国文化の理解促進を図ります。	地域政策課

付 属 資 料



付属資料

1 ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 地域に根ざした男女共同参画社会の充実を目指し、ゆがわら男女共同参画プランの総合的推進に当たり、必要な助言を得るため、ゆがわら男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ゆがわら男女共同参画プランの推進に関する事。
- (2) 女性問題の抽出及び体系的な整理に関する事。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 懇話会の委員は15人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 企業の代表者
- (4) 労働団体の代表者
- (5) 神奈川県職員
- (6) 町民モニター

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 懇話会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を整理し、懇話会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議は、会長が召集する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴取し、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、男女共同参画推進事務担当課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

2 ゆがわら男女共同参画懇話会委員名簿

平成26年11月

所属団体等	氏名
湯河原町教育委員	小松 泰子 会長
湯河原温泉旅館協同組合青年部部長	苅谷 和彦 副会長
お茶の水女子大学名誉教授・お茶の水女子大学 ジェンダー研究センター客員研究員	舘 かおる
湯河原町社会教育委員	鈴木優美子
湯河原町校長会 吉浜小学校長	加藤 茂一
湯河原町商工会副会長	加藤 清一
湯河原町商工会女性部副部長	石井 妙子
湯河原温泉旅館協同組合おかみの会理事	縄井 久美
小田原・足柄地域連合副議長	安池 厚二
神奈川県立かながわ女性センター 参画推進課長	柴田 育江
合計	10名

3 ゆがわら男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゆがわら男女共同参画推進本部の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 男女共同参画推進関連事業について、連絡及び調整を図り、男女共同参画を推進するために、庁内にゆがわら男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する総合的施策の調査・研究及び企画立案
- (2) 男女共同参画に関する施策について、関連部課との連絡調整
- (3) 男女共同参画に関するフォーラム等の開催
- (4) その他男女共同参画関連事業の推進

(組織)

第4条 推進本部は、副町長及び副町長が別に定める者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進本部に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には副町長を、副委員長には総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進本部の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の職員を出席させることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部男女共同参画推進事務担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 7 月 31 日訓令第 52 号)

この訓令は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日訓令第 10 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

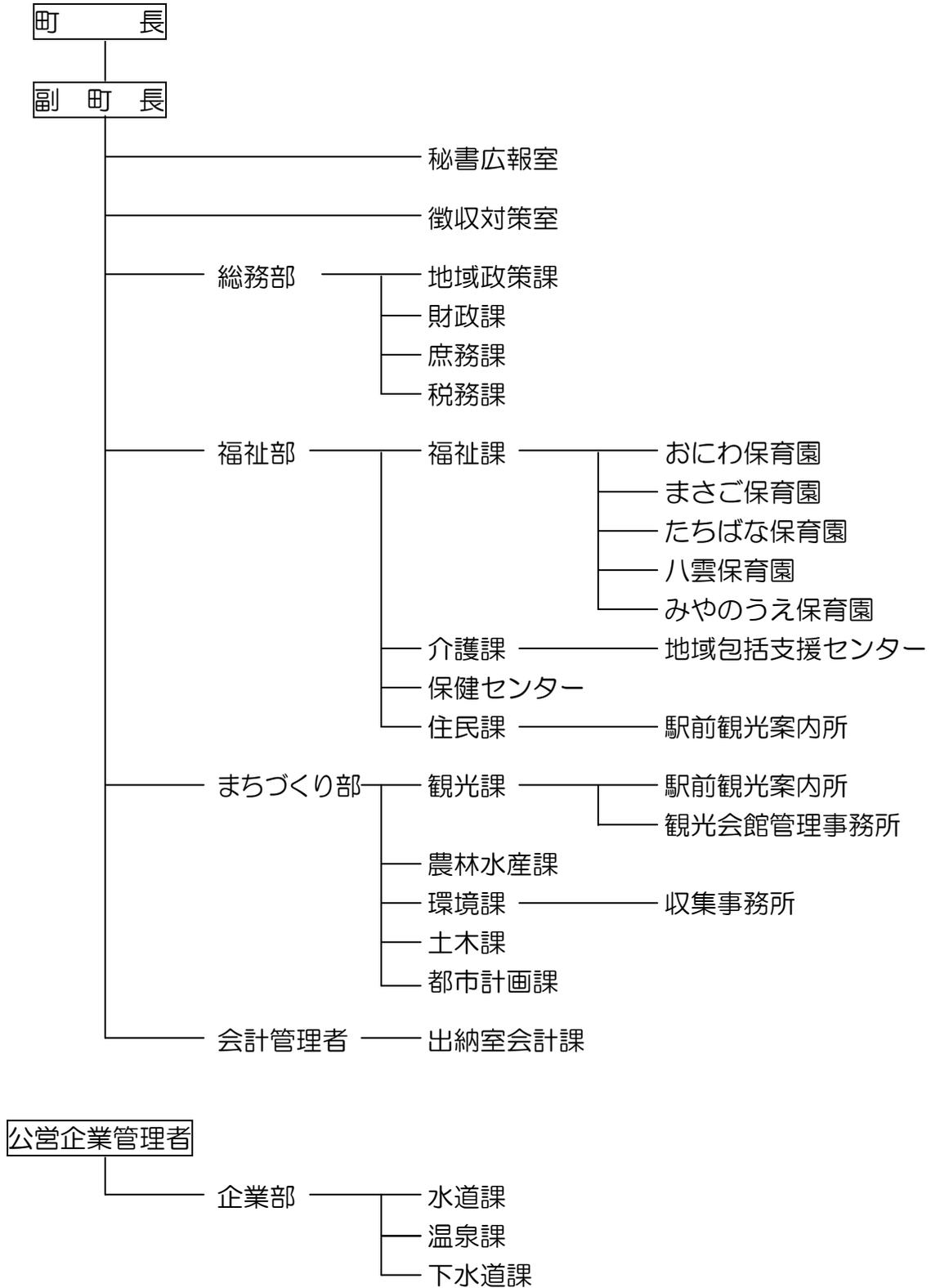
4 ゆがわら男女共同参画推進本部委員構成

平成 26 年 11 月

所 属	
秘書広報室（1名）	
徴収対策室（1名）	
総務部（3名）	財政課
	庶務課
	税務課
福祉部（4名）	福祉課
	介護課
	保健センター
	住民課
まちづくり部（5名）	観光課
	農林水産課
	環境課
	土木課
	都市計画課
企業部（3名）	水道課
	温泉課
	下水道課
議会事務局（1名）	
出納室会計課（1名）	
教育委員会（2名）	学校教育課
	社会教育課
消防本部（1名）	総務課
合 計	22名

5 湯河原町行政組織図

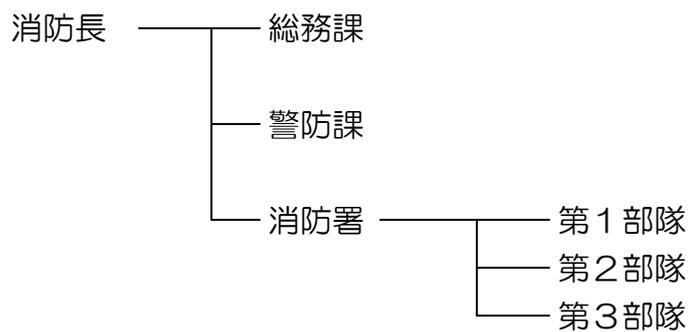
平成26年10月



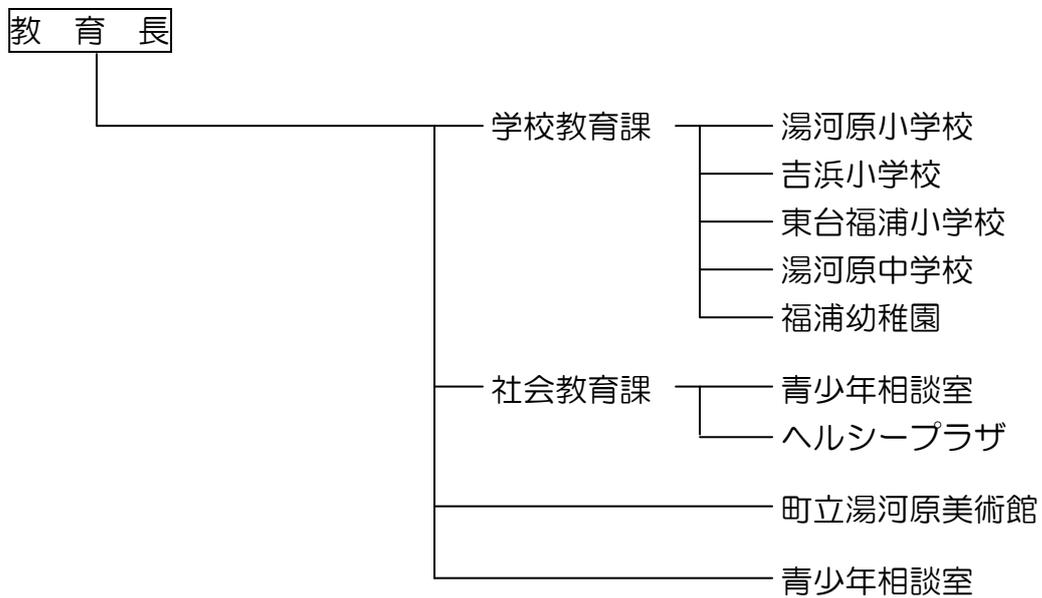
【議 会】

局長 ————— 議会事務局

【消 防】



【教育委員会】



6 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促

進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 略男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

7 神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年3月29日条例第8号）

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

（男女共同参画を推進するための理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようになることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止等)

第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

(情報を読み解く能力の向上)

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

(男女共同参画の推進に関する届出等)

第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲

げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

- (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
- (3) 常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (4) 職務区分別の常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (5) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
- (6) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
- (7) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
- (8) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
- (9) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項の規定により届出があった事業者から必要な報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第12条 知事は、第10条第1項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

(情報の提供)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

(施策又は事業についての提案等の申出)

第14条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

（審議会への諮問）

第 15 条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

（委任）

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 12 条までの規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

（附属機関の設置に関する条例の一部改正）

- 2 附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年神奈川県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県統計報告調整審議会の項の次に次のように加える。

【次のよう 略】

（検討）

- 3 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 3 日条例第 48 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者

暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

【第十条～第二十二條 略】

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

【第二十七條～第二十八條 略】

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

9 施策実績（平成 25 年度）

※女性割合欄の（ ）内は平成 21 年度

施策No.1 審議会などへの女性の登用

	項目	人数	内女性人数	女性割合（％）
法律による委員会	教育委員会	5	1	20.0 (20.0)
	選挙管理委員会	4	1	25.0 (0)
	監査委員	2	0	0 (0)
	農業委員会	13	0	0 (0)
	固定資産評価審査委員会	3	0	0 (0)
	小計（5 委員会）	27	2	7.4 (3.4)
法律又は条例による審議会等	防災会議	25	4	16.0 (0)
	民生委員推薦会	12	0	0 (0)
	国民健康保険運営協議会	12	4	33.3 (33.3)
	介護認定審査会	25	8	32.0 (24.0)
	介護保険事業計画等策定委員会	12	5	41.7 (33.3)
	青少年問題協議会	15	0	0 (13.3)
	交通安全対策推進協議会	20	1	5.0 (10.0)
	社会教育委員会	13	4	30.8 (50.0)
	スポーツ振興審議会	10	0	0 (0)
	図書館協議会	10	6	60.0 (70.0)
	都市計画審議会	12	2	16.7 (16.7)
	国民保護協議会	23	4	17.4 (0)
	表彰審査会	6	0	0 (0)
	農業経営安定化対策審議会	10	4	40.0 (30.0)
	情報公開審査会	5	2	40.0 (40.0)
	個人情報保護審査会	5	2	40.0 (40.0)
	温泉委員会	12	0	0 (0)
	文化財審議員	4	0	0 (0)
	特別職報酬等審議会	7	1	14.3 (14.3)
	福社会館運営協議会	17	0	0 (0)
	森林づくり審議会	10	0	0 (20.0)
	観光立町推進会議	15	2	13.3 (-)
	指定管理者評価委員会	4	1	25.0 (-)
小計（21 審議会等）	284	50	17.6 (16.5)	
合計	311	52	16.7 (15.2)	

施策No.3 町職員における管理職への女性の登用

項目	男性	女性	計	女性割合 (%)
職員数	224	99	323	30.7 (30.6)
部長級	6	0	6	0.0 (0.0)
課長級	25	0	25	0.0 (0.0)
副課長	21	3	24	12.5 (0.0)
主幹	37	13	50	26.0 (15.7)
副主幹	57	18	75	24.0 (25.8)

施策No.4 教職員における管理職への女性の登用

学校	校長	教頭	総括教諭人数		女性割合 (%)
			男性	女性	
湯河原小学校	男性	女性	2	2	50.0 (33.3)
吉浜小学校	男性	男性	3	1	16.7 (33.3)
東台福浦小学校	女性	男性	2	1	40.0 (40.0)
湯河原中学校	男性	男性	2	3	42.9 (28.6)

施策No.10 地域の女性防火・防災リーダーの育成

・クラブ員数 44名 (平成21年は39名)

施策No.22 おかみの会への支援

開催回数	16回
受講対象	小学生を対象に温泉の入り方とマナー体験教室 外
延べ受講人数	175人

施策No.31 町職員の労働環境の整備

項目	取得者人数
育児休業を取得した女性職員	9人
配偶者出産休暇(特別休暇)を取得した男性職員	7人
育児参加のための休暇(特別休暇)を取得した男性職員	1人
子の看護休暇を取得した職員	1人

施策No.36 教職員に対する人権研修会の実施

開催回数	年1回
受講対象	町内幼・小・中学校教員など
延べ受講人数	91人

施策No.44 各種資料や情報収集の充実

- ・「好かれる女性リーダーになるための五十条」 17冊所蔵
- ・「男女共同参画の時代」
- ・他に関連するテーマを扱った周辺図書 多数

施策No.48 湯河原町食生活改善推進員養成講座の実施

開催回数	年1回
受講対象	町民
受講人数	4名（内3名が湯河原町食生活改善推進団体に加入）

施策No.52 育児相談の実施

開催回数	年12回
受講対象	町民
延べ受講人数	543人（親子）

施策No.53 乳幼児健康診査の実施

健康診査	
対象	受診率（％）
4ヶ月児	95.3
8～9ヶ月児	100.0
1歳6ヶ月児	100.0
3歳6ヶ月児	92.5
歯科検診	
対象	受診率（％）
2歳児	81.4
2歳6ヶ月児	86.0

施策No.57 マタニティクラス（妊婦講座）の実施

開催回数	年4回
受講対象	町民
延べ受講人数	104人

施策No.65 児童相談の充実

対象	町民
相談件数	18件

施策No.76 ヘルパー受講支援事業

対象	ヘルパー2級受講修了者に対する受講料の補助
件数	7人

施策No.77 高齢者世帯などへの一般廃棄物戸別収集運搬事業

対象	町民（週1～2回訪問）
件数	38人

施策No.78 介護予防教室の開催

教室名	開催回数	利用者数
いきいき運動教室	20	18人
口腔機能向上教室	4	12人
ふれあい栄養教室	2	14人
脳いきいき教室	6	9人

施策No.80 グループリビング運営事業

開催回数	毎週火曜日
受講対象	町民
利用者数	延べ1,302人

施策No.84 外国籍町民などへの福祉給付金助成事業

対象	町民
対象人数	2（内女性1人）

施策No.88 男の料理教室等開催事業

開催回数	年2回
受講対象	町民（男性）
参加者数	20人

施策No.95 職員研修の充実

項目	講座数	延べ受講者数
庁内研修	3	53人
派遣研修	20	50人

10 湯河原町の統計データ（平成21年プラン作成時との比較）

1 人口・世帯数（資料：統計要覧）

平成21年1月1日

人口	男	12,905
	女	14,684
	計	27,589
世帯数		12,424

平成26年1月1日

人口	男	12,457
	女	14,307
	計	26,764
世帯数		12,683

2 年齢別人口（資料：湯河原町住民課）

平成21年1月1日

	男	女	計
100歳以上	0	11	11
95-99歳	11	60	71
90-94歳	60	214	274
85-89歳	164	468	632
80-84歳	423	678	1,101
75-79歳	631	911	1,542
70-74歳	880	1,169	2,049
65-69歳	1,104	1,366	2,470
60-64歳	1,127	1,314	2,441
55-59歳	1,028	1,210	2,238
50-54歳	845	832	1,677
45-49歳	811	810	1,621
40-44歳	883	844	1,727
35-39歳	938	897	1,835
30-34歳	750	746	1,496
25-29歳	577	604	1,181
20-24歳	563	630	1,193
15-19歳	627	602	1,229
10-14歳	633	603	1,236
5-9歳	524	513	1,037
0-4歳	445	412	857

平成26年1月1日

	男	女	計
100歳以上	0	15	15
95-99歳	16	90	106
90-94歳	70	264	334
85-89歳	240	519	759
80-84歳	466	792	1,258
75-79歳	766	1,113	1,879
70-74歳	1,035	1,335	2,370
65-69歳	1,132	1,320	2,452
60-64歳	1,072	1,245	2,317
55-59歳	836	857	1,693
50-54歳	835	811	1,646
45-49歳	852	835	1,687
40-44歳	915	890	1,805
35-39歳	751	715	1,466
30-34歳	524	556	1,080
25-29歳	453	518	971
20-24歳	538	557	1,095
15-19歳	598	596	1,194
10-14歳	521	506	1,027
5-9歳	453	405	858
0-4歳	384	368	752

3 国籍別外国人人口（資料：統計要覧）

平成 21 年 1 月 1 日

大韓民国・朝鮮	97
中華人民共和国	34
アメリカ合衆国	5
フィリピン	79
ブラジル	13
ペルー	69
タイ	4
その他の外国	28
合計	329

平成 26 年 1 月 1 日

大韓民国・朝鮮	86
中華人民共和国	36
アメリカ合衆国	7
フィリピン	55
ブラジル	7
ペルー	58
タイ	5
その他の外国	31
合計	285

4 世帯人員別の一般世帯構成（資料：国勢調査報告書）

平成 17 年

世帯構成	世帯数	割合
1人	3,237	29.99%
2人	3,279	30.38%
3人	1,886	17.47%
4人	1,425	13.20%
5人	580	5.37%
6人	252	2.34%
7人	109	1.01%
8人	20	0.19%
9人	3	0.03%
10人以上	2	0.02%
計	10,793	100.00%

平成 22 年

世帯構成	世帯数	割合
1人	3,539	32.26%
2人	3,432	31.28%
3人	1,857	16.92%
4人	1,305	11.89%
5人	510	4.65%
6人	235	2.14%
7人	75	0.68%
8人	14	0.13%
9人	4	0.04%
10人以上	1	0.01%
計	10,972	100.00%

5 類型別の一般世帯数（資料：国勢調査報告書）

平成 17 年

類型	世帯数
夫婦のみ	2,374
夫婦と子ども	2,633
男親と子ども	143
女親と子ども	915
夫婦と両親	48
夫婦と片親	172
夫婦と子どもと両親	248
夫婦と子どもと片親	454
夫婦と他の親族	30
その他	428
非親族	111
単独	3,237
合計	10,793

平成 22 年

類型	世帯数
夫婦のみ	2,439
夫婦と子ども	2,482
男親と子ども	152
女親と子ども	962
夫婦と両親	51
夫婦と片親	175
夫婦と子どもと両親	192
夫婦と子どもと片親	370
夫婦と他の親族	35
その他	430
非親族	145
単独	3,539
合計	10,972

6 ひとり世帯の年代別構成（資料：国勢調査報告書）

平成 17 年

年代	世帯数
15-24 歳	192
25-34 歳	309
35-44 歳	256
45-54 歳	380
55-64 歳	745
65-74 歳	744
75-84 歳	510
85 歳以上	101
合計	3,237

平成 22 年

年代	世帯数
15-24 歳	148
25-34 歳	259
35-44 歳	318
45-54 歳	344
55-64 歳	730
65-74 歳	886
75-84 歳	669
85 歳以上	161
合計	3,515

7 15歳以上人口の配偶関係（資料：国勢調査報告書）

平成 17 年

	男	女	計
未婚	3,177	2,833	6,010
有配偶者	6,812	6,823	13,635
死別	418	2,363	2,781
離別	557	1,097	1,654
不詳	18	58	76
合計	10,982	13,174	24,156

平成 22 年

	男	女	計
未婚	3,182	2,839	6,021
有配偶者	6,512	6,558	13,070
死別	549	2,493	3,042
離別	604	1,099	1,703
不詳	56	86	142
合計	10,903	13,075	23,978

8 女性労働の状況（資料：国勢調査報告書）

平成 17 年

		男性	女性
湯河原町	15歳以上人口	10,982	13,174
	労働力人口	7,884	6,486
	労働力率	72.0%	49.3%
県	労働力率	77.4%	47.6%
国	労働力率	75.3%	48.8%

平成 22 年

		男性	女性
湯河原町	15歳以上人口	10,903	13,075
	労働力人口	7,307	6,077
	労働力率	67.0%	46.5%
県	労働力率	75.7%	49.1%
国	労働力率	73.8%	49.6%

9 職種別職員数（資料：湯河原町庶務課）

平成 21 年 4 月 1 日

	男	女	計
特別職	2	0	2
一般行政職	136	33	169
保育園園長	0	5	5
保育士	0	35	35
保健婦	0	5	5
看護師	0	1	1
教諭	0	2	2
栄養士	0	3	3
消防職	74	1	75
技能労務職	22	17	39
合計	234	102	336
	69.6%	30.4%	

平成 26 年 4 月 1 日

	男	女	計
特別職	4	0	4
一般行政職	128	37	165
保育園園長	0	5	5
保育士	0	37	37
保健師	0	6	6
看護師	0	0	0
教諭	0	3	3
栄養士	0	3	3
消防職	71	1	72
技能労務職	13	8	21
合計	216	100	316
	68.4%	31.6%	

10 役職別職員数（資料：湯河原町庶務課）

平成 21 年 4 月 1 日				平成 26 年 4 月 1 日			
	男	女	計		男	女	計
部長	5	0	5	部長	5	0	5
次長	0	0	0	次長	0	0	0
課長	20	0	20	課長	26	3	29
課長補佐	0	0	0	課長補佐	0	0	0
副課長	14	0	14	副課長	19	6	25
主幹	48	7	55	主幹	42	6	48
副主幹	61	22	83	副主幹	47	18	65
合計	148 83.6%	29 16.4%	177	合計	139 80.8%	33 19.2%	172

11 （社）湯河原温泉観光協会の会員・役員数（資料：観光協会）

平成 21 年 4 月 1 日				平成 26 年 4 月 1 日			
	個人	団体	計		個人	団体	計
加入会員	306	28	334	加入会員	281	26	307

	男	女	計		男	女	計
役員数	39 92.9%	3 7.1%	42	役員数	39 92.9%	3 7.1%	42

12 （社）湯河原温泉旅館共同組合の会員・役員数（資料：旅館組合）

平成 21 年 4 月 1 日		平成 26 年 4 月 1 日	
	軒数		軒数
加入旅館	89	加入旅館	77

	男	女	計		男	女	計
役員数	33 97.1%	1 2.9%	34	役員数	28 93.3%	2 6.7%	30

13 湯河原町商工会の会員・役員数（資料：湯河原町商工会）

平成 21 年 4 月 1 日

	男	女	計
会員数	787 80%	200 20%	987
役員数	26 96%	1 4%	27

平成 26 年 4 月 1 日

	男	女	計
会員数	708 80%	178 20%	886
役員数	25 93%	2 7%	27

14 JAの会員・理事・監事数（資料：JAかながわ西湘）

平成 21 年 4 月 1 日

	JA 数	農家戸数
湯河原	1	503

平成 26 年 4 月 1 日

	JA 数	農家戸数
湯河原	1	480

	組合員数			
	男	女	団体	計
湯河原	2,060	752	13	2,825

	組合員数			
	男	女	団体	計
湯河原	2,040	1,017	5	3,062

	理事		
	男	女	計
湯河原	2 100%	0 0%	2
県	-	-	404
国	-	-	-

	理事		
	男	女	計
湯河原	2 100%	0 0%	2
県	-	-	409
国	-	-	-

	監事		
	男	女	計
湯河原	0	0	0
県	-	-	96
国	-	-	-

	監事		
	男	女	計
湯河原	1 100%	0 0%	1
県	-	-	95
国	-	-	-

15 地域団体における会長数（資料：湯河原町地域政策課等）

平成 21 年 4 月 1 日

	男	女	計
自治会	11	0	11
PTA	3	1	4
子ども会	10	10	20
老人会	10	0	10
母親クラブ	0	4	4

平成 26 年 4 月 1 日

	男	女	計
自治会	11	0	11
PTA	2	2	4
子ども会	6	12	18
老人会	8	2	10
母親クラブ	0	3	3

16 産業別従業者数（資料：国勢調査報告書）

平成 17 年

	男	女	計
農業	263	157	420
林業	10	0	10
漁業	15	0	15
鉱業	17	2	19
建設業	1,117	202	1,319
製造業	795	409	1,204
電気ガス水道	70	7	77
運輸・通信業	645	125	770
卸売・小売業	1,070	1,244	2,314
金融・保険業	69	115	184
不動産業	164	124	288
サービス業	2,820	3,711	6,531
公務	252	74	326
その他	21	13	34
合計	7,328	6,183	13,511

平成 22 年

	男	女	計
農業	235	151	386
林業	11	0	11
漁業	16	2	18
鉱業	12	3	15
建設業	886	164	1,050
製造業	697	360	1,057
電気ガス水道	50	2	52
運輸・通信業	622	123	745
卸売・小売業	878	1,104	1,982
金融・保険業	55	108	163
不動産業	175	142	317
サービス業	2,618	3,434	6,052
公務	244	71	315
その他	79	80	159
合計	6,578	5,744	12,322

17 幼稚園・保育園・小中学校の児童数・生徒数（資料：湯河原町教育委員会）

平成 21 年 5 月 1 日

	男	女	計
幼稚園	57	54	111
保育園	224	186	410
小学校	677	665	1,342
中学校	329	320	649

平成 26 年 5 月 1 日

	男	女	計
幼稚園	14	14	28
保育園	193	213	406
小学校	540	498	1,044
中学校	280	274	554

18 小中学校の学校教員数（資料：湯河原町教育委員会）

平成 21 年 5 月 1 日

	男	女	計
小学校	36	37	73
中学校	25	20	45

平成 26 年 5 月 1 日

	男	女	計
小学校	36	37	73
中学校	25	13	38

19 男女混合名簿の実施状況（資料：湯河原町教育委員会）

平成 21 年 5 月 1 日

学校名	実施状況	備考
湯河原小学校	○	
吉浜小学校	○	
東台福浦小学校	○	
湯河原中学校	○	

平成 26 年 5 月 1 日

学校名	実施状況	備考
湯河原小学校	○	
吉浜小学校	○	
東台福浦小学校	○	
湯河原中学校	○	

20 ひとり親世帯数（資料：湯河原町福祉課）

平成 21 年 8 月 1 日

母子世帯	父子世帯	合計
221	6	227
97%	3%	

平成 26 年 8 月 1 日

母子世帯	父子世帯	合計
215	9	224
96%	4%	

21 65歳以上のひとり暮らし世帯数（資料：国勢調査報告書）

平成 17 年				平成 22 年			
	男	女	計		男	女	計
65-69 歳	110	284	394	65-69 歳	150	284	434
70-74 歳	93	257	350	70-74 歳	127	325	452
75-79 歳	63	254	317	75-79 歳	99	296	395
80-84 歳	37	156	193	80-84 歳	55	219	274
85 歳以上	20	81	101	85 歳以上	32	129	161
合計	323	1,032	1,355	合計	463	1,253	1,716
	24%	76%			27%	73%	

22 高齢者の状況（資料：湯河原町介護課）

平成 21 年 8 月 1 日				平成 26 年 8 月 1 日			
	男	女	計		男	女	計
在宅ねたきり高齢者	80	172	252	在宅ねたきり高齢者 要介護度 4・5	59	216	275
養護老人ホーム	1	1	2	養護老人ホーム	1	1	2
特別養護老人ホーム	31	75	106	特別養護老人ホーム	9	74	83
痴呆性老人	166	405	571	痴呆性老人 認知症自立度Ⅱ～M	223	568	791
合計	278	653	931	合計	292	859	1,151
	30%	70%			25%	75%	